

令和5年9月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月8日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企 画 課 長 事 務 取 扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算

議案第39号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第40号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

- 議案第41号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第42号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第43号 決算認定について（令和4年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）
議案第44号 決算認定について（令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）
議案第45号 決算認定について（令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）
議案第46号 決算認定について（令和4年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）
議案第47号 決算認定について（令和4年度勝浦市水道事業会計決算）

第2 請願の委員会付託

請願第3号 「命を大切に作る町」宣言の制定に関する請願

第3 休会の件

開 議

令和5年9月8日（金） 午前10時01分開議

○議長（佐藤啓史君） ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しております。

これより直ちに質疑を行います。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する

条例の制定についての内容について、3点ほど、質問させていただきます。

まず1点目は、条例改正前と改正後の支給対象作業に変更があるのか。また、どのような作業に従事した場合に、手当の対象となるのか。

2点目として、支給実績としては、令和2年度の実績が資料にあります。令和3年・4年度の実績があるのかないのか。あれば、どのような実績になっているのか、お伺いします。

3点目として、新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症との位置づけとなりました。市内における感染者数等の状況、いろいろな話が入ってくるけど、いまだに感染している人が増えているようでありますので、その状況についてはどのようなものか、市のほうの情報をお伺いします。以上3点です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） お答えいたします。現行の防疫等作業手当の特例に関しましては、その作業として、患者等に接して行う作業、患者等が使用した物件の処理に関する作業、その他市長が必要と認める作業、また区域における連絡調整、この4点が作業としてございました。

今回の変更点ということでございますが、その内容と併せて御答弁させていただきます。今回、対象となる感染症等のことを特定新型インフルエンザ等と定義いたします。この中には、新感染症といいまして、いまだ感染の確認もされてない未知の感染症も、この対象となっております。

これら、発生してない現時点におきましては、それぞれの感染力など特性に即した措置、具体的な作業内容等が、国のほうから基本的対処方針、国の対策本部設置に関わるそれぞれの措置等が定まっております。

したがって、変更点等、その内容については、現時点ではお答え申しかねるところでございますが、作業の流れといたしますと、まず発生した場合、厚生労働大臣が発生の公表、国の対策本部設置、基本的対処方針の発出等を経て、市で行うべき措置ということが定まります。それに伴う措置を作業した場合に、手当を支払おうとするものであります。以上でございます。

もう1点、実績の件でございます。令和3年度～4年度においては、手当の支給の実績はございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。私のほうからは、新型コロナウイルス感染症の市内における感染者数等の状況は、どのようになっているかということに対して、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は5月8日から、季節性インフルエンザと同様に、千葉県が指定した医療機関からの週1回の報告により、週1回、千葉県感染症情報センターから公表されるだけとなりました。

このホームページでの発表によりますと、夷隅保健所管内、いわゆる夷隅郡市2市2町の定点医療機関は5か所で、この5か所からの報告のあった週ごとの合計感染者数は、5月8日からの週は15人、約1か月後の6月5日の週は17人、約1か月後の7月3日からの週は49人、約1か月後の8月7日からの週は95人でありました。

また、お盆期間の8月14日からの週は149人、その次の週、8月21日から27日までの週で117人です。

そして、昨日発表されました8月28日から9月3日までの週は184人です。この週の千葉県全

体定点数、205の医療機関では、5,879人で、5月8日からの報告では、夷隅郡市、千葉県全体とも、最も多い感染者数になっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 条例改正の特勤手当、これについては今、総務課長が言われたとおりなんです。が、国のほうの対応を速やかに市のほうも受けて、迅速に対応していただければと。

勝浦の場合、新型コロナが発生した3年前のときに、武漢から受け入れたというのが、まずは本当に最初のコロナの対応が全国に知れ渡った勝浦市ですので、その辺を含めて、常に危機感を持ってやっていけば。5類に移ったから普通になったわけじゃなくて、今、市民課長からも話があったとおりですね。1番、2番は、それでお答え結構です。

3番、これは関連しての質問になったんですけど、やはり身の回りで、私の近所でも、実は感染したという方が何名か、最近聞きました。ですから、身近にまだいるんだなというよりも、町なかにいると、何か随分増えているねという話は聞いています。それが、市民には伝わっていない。ですから、改めて、今、人数を確認してみますと、5月8日から比べると、もう10倍、15倍ぐらいになっているんですかね、数字的には。

やはりこここのところが、症状が、今のコロナはかかっても、さほどではないというか、インフルエンザとそんなに変わらないような症状になっているようですけど、やっぱりコロナはコロナとして、危機感を持つ必要があると思います。

ですから、その辺について今後、これらをどういうというか、コロナの最初の時には、いつも広報無線で放送はされていましたが、定期的にこの辺を情報を発信していくほうが、私は注意喚起としていいのかなと。生活上は、もう今日もマスク、皆さんしている、半分ぐらいしています。していますが、もう自分で感染に対して注意するしかないときになっていますけど、その辺は行政として発信していく必要があるかなと思いますが、その辺について、市長、考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） それでは、お答え申し上げます。コロナの感染状況、このように増えているという、5月から比べ。今現在、思っているのが、市民の皆さんにこのことを伝える必要があるだろう。そして、今後、予防に努めるようにという心構えをつくってもらいたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第38号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、議案第39号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第40号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特

別会計補正予算、議案第41号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第42号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私は議案第38号 一般会計補正予算の中について、大きくは4点、その中で細かく分かれていますが、これは各1項目ずつやっていいですね。

それでは最初にページ39、今のと関連するかもしれませんが、感染症等予防接種事業について、3点ほど伺います。

1つは、生ワクチンと不活化ワクチンの助成金が、本年度から出されるということですが、この助成金の不活化と生ワクチンによって、これに対する助成額が違うわけです。その違いについての説明を求めます。

次に、助成金の申請手続。これ、資料によりますと、今年度、年度ですから4月からで、もう既に予防接種を受けている方もあると思いますが、その方に対しての今後も含めて、助成金をどのように申請していくのか、伺います。

あと、勝浦もこれを対象としたことは、非常に私も評価します。もう既にほかの市町村ではやられている部分もありますけど、勝浦は今年度からやるということについて、これを周知していく必要があるのかなど。実際に感染症になっている方がおりますので、周知の方法について、改めて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。この助成事業は、帯状疱疹に係るワクチン接種の費用の助成でございます。

帯状疱疹ワクチンには現在、2種類の製品があります。発症予防効果とワクチンの持続性に、それぞれ違いがあると言われております。

生ワクチンは皮下注射で、1回当たりの接種費用は病院や医院によって異なりますが、1回当たり7,000円から1万円となっております。

一方、不活化ワクチンは、筋肉注射で、接種費用は1回当たり2万2,000円から2万3,000円で、こちらは2回接種をしなければなりません。したがって、2回で4万6,000円程度の負担となります。

それぞれワクチンの接種の1回当たりの2分の1の額を、上限を設けまして、生ワクチンは上限を4,000円とし、不活化ワクチンを1万円といたしまして助成することから、違いがあるということです。

2つ目の、助成金の申請手続はどのようにするのかということですが、今年4月1日に遡りまして、接種日で50歳以上の方を対象といたします。その方に、接種終了後、不活化ワクチンは2回接種終了後に、申請書に加え、接種日及び接種したワクチンの種類が確認できる書類と、接種費用の額が分かる領収書などを添付して、市役所市民課に申請していただき、償還払いとしようとするものであります。

その次にですが、この助成制度の周知の方法についてでございますが、周知につきましては、

広報かつうらや市のホームページに掲載することはもとより、市内病院、医院及び薬局などへポスター掲示等を依頼するとともに、医療機関でのワクチン接種予約時などに、本市の助成事業について説明をしていただくよう協力を求めてまいります。

また、市の健康診断や運動教室など、高齢者が集まる機会がありましたら、開催時に職員から直接お知らせするなど、丁寧な説明と周知を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 丁寧な回答ありがとうございました。今、課長からありましたけど、生ワクチンと不活化ワクチン、それぞれが4,000円と1万円になっています。予算の130万円についての詳細は、この中ではちょっと読み取れませんので、4月からの実績があるのかどうかも含めて、生と不活化ワクチンの予算上の該当人数等、分かれば教えていただきたいということと、あと実際、もうこれに感染しちゃっている方もいるんですけど、そういう方が実は近くにいたんです。このワクチンの話をしたら、「もう遅いわよ」って言われたんで、この感染した後のワクチン接種とかその辺についても、周知の中で、あってもいいのかなというふうに思いますが、その辺のことについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。まず、130万円の根拠でございますが、本市の50歳以上の対象者数は、4月1日現在で1万552人でございます。

近隣の市町村の带状疱疹ワクチンの接種実績を伺ったところ、4年度実績で対象者数の1.3%であったということを知っておりますので、うちのほうは約1%の対象者数で見込んで計算をいたしました。

生ワクチンの1回、上限4,000円で20人、それから不活化ワクチン、シングリックスの上限1万円で2回分として50人。あと、生活保護者の方には全額補助しようとしておりますので、一応5人ということで見込んで、130万円としたところでございます。

また、4月から接種している実績ですが、市内の医院、病院に問い合わせたところ、数名の方が接種をしているということで、情報は伺っております。

それから、既に罹患してしまった人に対しても、1回罹患すると、もうならないということはないというふうに聞いておりますので、その方も、まだ公費で接種をしていなければ、対象にはなるということで、説明はしていきます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 今の感染症については、終わります。

続いて、同じ39ページの環境衛生費の空家対策事業について、お伺いします。

空き家対策の中で、いわゆる特定空家に指定して、これは市民生活に影響があるという判断の中で、市のほうが解体をしていくということになろうかと思えます。その後の対応もお聞きしますが、取りあえず撤去工事が392万7,000円の予算上がっています。

これが説明書ですと、浜勝浦地内ということになってはいますが、具体的にこれがどこの建物で、そして構造がどのようになっている、また坪数、屋内の状況、空っぽの家なのか。家財があるのか等を含めて、調査をしていると思えますので、状況を伺いたいのと、やはり市が解体するとなると、これ家ですから、所有者いるわけです。その所有者等の、通告書にはそこまで書いてありませんけど、詳しくという話で、所有者、もしくは所有放棄とか相続の関係という

のは、恐らく調べられていると思いますが、結局、市が解体するまで至った状況について、少し詳しくお伺いします。

それと、まずは市内でも相当、空き家があると思います。今でも調査をやっていると思いますが、単なる空き家と特定空家は全く違うというか、制度上、違ってきます。空き家でも特定空家となり得る空き家、今後、市が解体しなきゃいけない状況になるかもしれない空き家があるとすれば、そういう数字をどのように捉えているのか。

そして、3点目として、どのような状態になったときに、特定空家と市が認定するのか。それについて3点ほどお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。まず、浜勝浦地内とあるが、具体的な場所等ということでございますが、場所は勝浦市浜勝浦にあります木造瓦ぶき平屋建て、68.5平米、これは解体面積となっております。

工事の概要としては、住宅1棟解体・運搬・処分一式となっております。建物の中に網戸とか建具、その他雑多の類いが残置物として残っているところでもあります。

それで、現在、把握している空き家の数等なんですけども、現在、空き家として把握している数は294物件であります。これは、近隣住民などから通報があったもの、それを指導している、適正な管理の通知等を行っているものの数ということになります。

特定空家の数ということでありますが、それは現在、5物件を把握しております。

5物件の内訳なんですけども、既に2軒、解体済みのもの、令和3年と令和4年に解体しているものが2軒。今年度、挙げておりますこの物件が1軒、それと残り2軒あるんですけども、解体済みの2軒につきましては、まだ清算が終わってないというところで、特定空家の台帳に残っている状態となっております。

それと残りの2軒というところなんですけども、これは今、所有者を調査中でありますので、常に定期的なパトロールをして、状況の変化を把握しているところでもあります。

すみません。失礼しました。所有権につきましては、法定相続人が16名いるんですけども、全ての人が相続放棄をしております。

あと、どのような状況になったときに特定空家と認定するかということですが、国土交通省のガイドラインにのっとりまして、判断しております。内容としては、そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのあるもの。そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、それが予見されるもの。参考としまして、周辺の建物や通行人に対して悪影響をもたらすおそれがあるか否か。悪影響の程度と、危険等の切迫性を勘案しまして、総合的に判断するとなっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 課長、なぜ市が解体するのかということに対する答弁、漏れているんで。

○生活環境課長（渡邊知幸君） すみません。失礼しました。

なぜ市が解体するかということなんですけれども、先ほど申したとおり、相続人全てが相続を放棄しているところから、市のほうで令和4年3月29日に空家等対策協議会に本件を付託しまして、そこで認定を受けております。

その後、それを受けまして、今年6月9日に家庭裁判所に対しまして、相続人財産清算人の選任の申立てを行ったところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 空き家対策、これからまだ、どんどん増えていくんじゃないかと思っておりますので、その対応については、市のほうの予算を使っても、やはりやらなきゃいけない部分があって、その後の清算もしっかりやってもらおうと。そして、使った分はやっぱり返してもらわなきゃいけないんで、何ら形で。その辺も、対応を含めてよろしくお願いします。

次に、40ページ、同じく一般廃棄物収集運搬経費の計上がありますね。それについて若干伺います。

まず1点目として、停止期間が年度末の6週間と計画されていますが、具体的には3月になるかと思いますが、その時期について早めに市民に周知し、なるべくその期間、その期間だけじゃないですけど、やはりごみを排出抑制することが必要だと思います。市は早めにとりか、その辺を周知して、通常もそうですけど、なるべく運搬ごみを減らす対応してもらいたいと思いますが、その対策。

それとあと期間の運搬処分が、これ予算の積算については、どのようにされたのかをちょっと聞きたいんです。運搬先、これが決まっているのか。いないとしたら、どのように決めるのか。また、仮に災害が発生した場合のことについては、周辺の市町村との災害協定もあると思いますが、その辺の市町村との話が、今回、災害じゃありませんけどね。定期改修ですけど、されているのかどうか伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。本事業の計画、毎年行っております定期修繕が通常、3週間以内で完了することができておりましたが、今年度の事業に関しては、施設の修繕の規模と機器の調達の遅延から、6週間程度の施設停止が必要と判断されました。

クリーンセンターのピット内、ごみを入れておくピット内なんですけども、そこで保管できない可燃ごみを搬出するというので、6週間のうちの約20日間の部分を外部搬出しようというふうに計画しております。搬出期間としては、令和6年3月1日から30日までを予定しております。

定期収集の可燃ごみは、Aブロック、Bブロックで、それぞれ月曜日、木曜日、火曜日、金曜日の収集がありますけども、その翌日に清掃センター、クリーンセンターのほうから搬出するものとなっております。

搬出時間等は、朝7時から10トン級の大型ダンプ2台による搬出を予定しております。その時間というのは、クリーンセンターの前の道路が大変狭いものですから、交通量が増加する前に搬出できるよう、早朝の搬出というふうに計画しております。

搬出方法なんですけども、市内から集積された可燃ごみを施設内の仮設のストックヤードに一時的に積んでおまして、クリーンセンターの職員によって整理、堆積をさせておきます。で、翌朝に、搬出業者が重機による積込みを行って、搬出するものとなっております。

それと、周知のほうなんですけども、修繕の工事と運搬の計画、その兼ね合いもありますので、適宜、利用者にお知らせできるように取り組みたいと考えております。

それと、見積りの内容なんですけども、今、計画しているのは、1日当たり16トンのごみが出るという想定で、20日間の搬出を考えております。ですから、重さとしては、320トンになります。

320トンのものに、処分費として単価が見積りでは3万5,500円と出ております。その320トンの消費税相当額で、1,249万6,000円。

それと運搬車両にかかる経費が2台で20日間、延べ40台ということで、単価が5万3,000円の40台の消費税相当額、233万2,000円。

それと、積込みする重機のリースが、税込みで147万5,100円。合計が1,630万3,100円の見積りとなっております。

ただ、発注に際しては、入札によるものとして事業者を決定したいと考えております。

先ほど申された災害協定に基づく相互協定、全県で結んでいるものでありますが、この判断に至る前に、その協定に基づいて、近隣の施設に打診をしました。それぞれ施設の処理能力に余力がないというところで受け入れない部分、場所がありましたのと、物理的に10トン車のダンプを入れることができない構造となっているというところで、断念した経緯があります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 大体分かりました。時間制限があるんで、少し早めます。その中で1点だけね。結局、民間で一廃が処理できる処分場、数が限られてくるけど、そういうところに対して、入札を行うという話ですよということの一つ確認。

あと、これに関連することで、私は議長にあらかじめ打診しましたら、いいですよという話でしたので、深い関連があるので。実は議会当初に市長から行政報告の中で、広域ごみ処理のことについて報告がありました。

昨日の新聞に「夷隅4市町ごみ処理 市原市に受け入れ打診」ということで、千葉日報ですが、記事がありました。これを見ると、もう既に決まっちゃったのかなというふうな受け取りができる。決まったとは言っていません。これから打診する。これから、市原市のほうでやる計画の中で協議を行っていきますよということの説明です。

ですから、それはそれで、よろしいんですけど、この報告がある前に、恐らくこの話が出ていると思うんで、議会の中でこれを初めて聞いたということに実際なります、具体的には。新聞報道とかほかの話は聞いていますけど。

それが、何で事前にこの話が、市のほうから議員に対して、説明が遅れたのか。ほかの3町の話の聞きました。そしたら、少し早めにやっていますので、議会が始まる前に議員を集めて、こういう話ですよというのは欲しかったんですけど、それについて市長からお伺いします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 初めに、渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。一般廃棄物の処理業を持っている施設かということの問いだと思われまます。

議員お見込みのとおり、そういった許可を持っているところでないと処分ができませんので、そういったところを、かつ入札の資格を持っているところを指名という形になると思いますが、そういった形で入札というふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。報告のタイミングがどうであったかという御質問ですが、私は、2市2町の首長と、いつからこの報告に踏み切るかというところを話し合いまして、そ

の結果、この機会ということで、決定いたしました。

数日前に、ほかの首長は報告をしているはずですが。その期間は、開きはなかったというふうに認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 市長はそうに言うんですから、そのことなんでしょうけど、私が聞いた中では、もうちょっと早く、8月中には何か話が出ていたようです。これはどこの市長、どこの町長になって。ですから、そういう話が出た、今回は議会があつて、その報告でやるというのが市長の判断ですから、それに対して、私がどうのこうの言いません。

ただ、まず我々の議員の中で、これから議論する必要があると思いますので、なるべくそういうことについては早めに、我々には周知していただきたいなというふうに思いますので、これは各会派に話したんじゃないじゃなくて、市議会議員15名全体にそういう話が欲しいなという希望です。

では、最後に、あと2分なので、4番目の質問に移ります。44ページの商工費、空き店舗等活用事業で、これは端的に1回で終わるように。まず、起業見込み4件の業種はどのようなものか。それと、活用する空き店舗の所在はどこにあるのか。そして今回、話も出ていますが、マスコミ等で取り上げられて、勝浦の涼しさが、知名度が高まって、非常にそういう移住・定住、また起業の方も増えているように聞いています。

その中で、さらに上乘せして、今度は住みよさの中に、実は地震に強いまち勝浦、これも乗せたらどうかと。それは市のほうから発信したらどうか。いわゆる地震があつても、勝浦は周りよりも、震度でいうと1ぐらいいつも少ないし、昔から言われている勝浦、地震に強いまちだと。ただそこに、やっぱり津波の関係もありますので、その辺を担当で十分調査した上で、本当に強いんだという実証をもって、この涼しさと強さをアピールしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。起業見込みの4件の業種であります。今年度、既に交付決定されている2件につきましては建築デザイン業と美容業、相談中の1件については福祉事業でございます。これら3件に、今後の見込み1件加えての4件でございます。

活用する空き店舗の所在でございますが、今年度実績で申し上げますと、2軒につきましては、墨名と小松野でございました。要綱には勝浦市全体ということでございます。

最後の、今後さらに、例えば地震に強いまちをアピールということでございますが、それについては今、議員がおっしゃられたとおり、少し研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうからは3点通告をしております。まず最初に、前段者とテーマかぶりますけれども、議案第38号 令和5年度一般会計補正予算の39ページです。保健衛生費の予防費、空家対策事業について、お尋ねいたします。考えておりました質問事項につきましては、そのほとんどを前段者の質問、並びに御答弁で確認ができましたので、1点に絞らせていただきます。

今回の浜勝浦の物件については、相続人が全員、相続を放棄された。それで荒れ果てたも

のが、市民生活に影響を及ぼすという懸念があることから、市のほうで、これを取り壊すというふうに理解をいたしました。

ただ、それにかかる費用につきましては、当然これ、税金で対応したわけですが、所有者ということでは相続放棄ということで、不明という考え方でよろしいのかと思いますけれども、このかかった費用をいかに回収するのか。今後の手続なり、スケジュール、方法について、お尋ねいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。本事業にかかりました経費、設計、これは当初で審議いただいております設計のほうのかかった費用と、今回の解体にかかる費用、これにつきましては、先ほど申した家庭裁判所のほうで選任した相続財産清算人に請求を行う予定であります。

先ほどもう一つ、6月に申立てを行いまして、まだ、どなたが清算人になるという通知は来ておりませんが、その後、決まりました清算人と協議をしながら、本物件の処理、清算について、協議しながら進めていく形になります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。裁判所で選任されました清算人が、この物件、価値あるものとするれば、土地ということになるのかもしれませんが、これらを処分した上で、必要な分、清算をしてくださるというふうに理解いたしました。

いろいろ手続があつて、大変なこととは思いますが、先ほど前段者の質問の中で、私も用意はしてはいたんですけども、過去に執行されました2軒について、未清算であるという御答弁がありました。過去に取壊しはしたんですけども、その費用が未清算である。この2軒が台帳上にあることで、今、勝浦市で把握している特定空家については、5軒ですよということで理解しています。

こちらの部分、現在、未清算ということなんですけれども、この辺の清算に向けた動きというのは、現在どのようになっているのか、状況をお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。過去2件の物件につきましても、事業にかかった設計及び解体の経費につきまして、選任されております相続財産清算人に請求を行っておりますが、まだ土地の売却だとか、清算のほうが全て整っておりませんので、随時、清算人とのやり取りをしながら、情報交換等やり取りしながら、清算に向けた手続は継続しているところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。こちらについても清算の手続は進めているということ。ただ、これは過年度の事業に対する清算、これがまだという状況です。今回この物件についても、執行した後、当然、清算という手続になるんですが、やはり長い時間がかかることも予想されます。

その間、市のほうで負担した費用というものは、言い換えれば、市民の税金というものが宙に浮いている状況ですので、いろいろ大変なところはありますけれども、適宜、対応のほうしていただいて、なるべく早期の回収が実現するように、御対応のほう、よろしく願っています。

では次、参ります。まず49ページ、都市計画費の街路補修修繕事業についてであります。こちらにありますうちの墨名部原線、こちらで舗装修繕事業が予定されておりますけれども、こちらの該当箇所につきまして、直近の補修歴がございましたら教えてください。

もう1点、対象箇所、ピンポイントであるというふうに理解はしてはおりますけれども、そこを含め、その周辺の路盤、この辺の健全性についてどのように把握されているのか、お教えてください。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。まず、墨名部原線の該当箇所についての直近の修復歴ということでございますが、今年度に入りまして、6月1日と6月16日に修復いたしました。また、令和4年度は11月29日、3月29日に修復いたしました。いずれも道路作業員により、常温合材での補修となります。

次に、対象箇所周辺の路盤の健全性の把握ということでございますが、今回、舗装の打ち換えを行う場所は、橋りょうの上、いわゆるコンクリート床版の上をアスファルト合材により施工するものです。現在の舗装も、コンクリートの上に防水処理等を行い、その上にアスファルト合材を敷いており、舗装の剥がれの主な原因とすれば、経年劣化だと考えております。

今回の舗装では、橋りょうのコンクリート部とアスファルト合材が、より接着し、剥がれにくいような形で施工することを考えておりまして、接着性の強い素材等を現在、メーカーに問い合わせしているところでございます。

また、路盤の健全性についてでございますが、今回は路盤の上に施工するものではございませんが、橋りょう部の取付け部と路盤については、目視によりではございますが、確認しております。その結果、たわみなどの異常は見られませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。この質問させていただいたのは、当該箇所、私も、詳しく回数は分からないんですが、穴が空いては補修、空いては補修というような認識をしておりました。

1年に2回、補修がされているというのも、ちょっと驚きなところではありますが、心配、質問したのは、要は穴が空いている。それを上からアスファルトで補修する。これを繰り返しているということは、一般的に言いまして、アスファルトの下に空洞がある。それが落ちると、今度、真空ホールということで、大きな穴が発生するというような現象が、道路ではよくあることですので、そういう状況であれば、2番目の質問も含めて、周辺一帯も併せて、アスファルトの下、路盤に異常はないのかな。そういう確認はされているかなという意味での質問でありました。

ただいまの説明で、ちょっと私の認識と違ったところがあったと思うんです。橋の上、コンクリートの上にアスファルトを乗けている。接着しているというような工法であるということで、その面が剥がれて、ゆがんでいるというふうな形だというふうに認識しております。

また、昨日も言ったんですけれども、今回も含めて、昨日も現地のほうは見たんですけれども、今回の分も結構、おっしゃるとおり、たわみというようなイメージで路面が壊れているんですけれども、部分的に盛り上がっているような、ゆがみがひどいというような状況と認識しています。

車で走る分には、あまり影響はない。路側帯のほうに近い位置だなというふうに見ておりますけれども、バイク、もしくは自転車というような車両が通行したときには、まともに乗り上げる。あるいは、はまるというような状況があれば、それなりの危険もあるのかなというふうに捉えました。

周辺の路盤には異常がないということなんですけれども、こういった小規模な修理を繰り返し、数多くやらなければいけない状況ということにおいては、橋りょうの上だけに限らず、周辺も含めて、一度それなりの点検評価と対応も必要でないかなと、今の御答弁を通じて感じましたので、これについては、お伝えをすることで、終了させていただきたいと思います。

続きまして、今度は56ページ、災害復旧費になります。漁港施設災害復旧事業ということで、お尋ね申し上げます。

この事業につきまして、予定の図面等々も参考資料として添付されております。この内容について、漁港の管理者及び利用者、こういった方々との合意形成についてのこれまでの経緯、あるいは今後、予定されている内容について、お尋ねいたします。

次に、これら工事、実施する時期、及び所要する期間について、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。初めに漁港管理者及び利用者等との合意形成について、これまでの経緯について申し上げます。

令和4年10月11日、新勝浦市漁協の本所、また10月14日に串浜区民会館におきまして、漁協関係者と当該漁港を利用する漁業関係者にお集まりいただきまして、陸上からの施工について検討している旨の説明会を開催しました。そこで、市のほうから概要説明、また意見交換を行ってきたところでございます。

また、今後につきましては、予算の議決をいただきましたら、改めて工事の概要及びスケジュール等につきまして、組合長をはじめとする漁協関係者及び漁業関係者、並びに関係する区長さん及び近隣住民の皆様概要を説明させていただくとともに、施工スケジュールにつきましては関係者と協議し、漁業者の方々には一部御協力をいただくことになるかもしれませんが、極力、漁港の利用及び操業に影響が出ないように調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、施工時期及び期間について申し上げます。施工開始時期につきましては、予算のほうで議決された後に入札を実施し、その結果、業者が決定いたしましたら、仮契約を締結。その後、契約に係る議案を提出して、議決された後に本契約を締結することになるかと思いますので、その後、工事の施工が始まるものと想定しております。

また、工期につきましては、被災した漁港3か所合計で450日を見込んでおります。そのため、本年度内に完了する見込みがないことから、今回、補正予算と併せて、繰越明許の手续をとっているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。今回、この事業の中に含まれているのが串浜漁港と勝浦東部漁港、令和元年の台風、まさしく今日も台風が来ているわけですけれども、ちょうど4年前の台風で被災した施設でございます。

災害復旧ということで、1年以内に復旧するのは基本だよということで、地域の方々——御

存じだと思いますが、私はこの串浜漁港を利用している利用者の1人であり、地域の人、あるいは関係する漁業者の皆さんにも、「災害復旧なんだから、1年以内にやらなきゃいけないんだから何とかやるよ」とお話をしていたんですが、いろいろな事情、課長はじめ市の御担当皆さんが四苦八苦して、いろんな計画を立てても、諸事情で進まないという事情を聴きながらも、今に至っております。

今回、この計画、予算が出たことで、いよいよ、これまでの希望がかなうのかなというところでは、喜ばしく思っております。

合意形成について、実は私、串浜区民館で行った説明会にも行っております。そのときにいただいた図面も、ほぼほぼこういった計画だったように記憶はしております。

今後の予定として、本予算が通った後には、組合補償を含めて、必要なところには説明をということでした。

これにつきましては、かなり大規模な工事になりますし、まさしくこれは両港、場所を見ますと、やはり漁業者の操業に大きく関わる。当然、漁業者の施設を直すんですから、最大限の協力をするにしても、かなり漁業者の負担も伴うものですので、やはりしっかりと理解がなければ、工事としてやりづらいところも発生してくるかと思います。その辺については丁寧な説明、意見を聞きながらの進捗をお願いしたいと思います。

施工時期につきまして、これからこういう手続があるんだよということを今ちょっとお伺いして、また、かかりそうだなと思っているのが正直なところなんです。まだ時間が先だなと。

一つネックとなるのは、入札による事業者の決定だろうという認識はしております。ですから、繰り返しの同様の作業を担当の方をお願いすることになるとは思いますけれども、地域と、あと利用者のほうで、やはり早い復旧というものを望んでおりますので、引き続き、御尽力をいただきたいと思っております。

御説明の中にもありました調整というところ、漁業者の協力をもらいながらも、関係方面への説明、調整を続けていくという部分について、近隣住民あるいは区というお話もありましたので、まさにそれは、大きな規模の工事をする上で、大事なことだと思いますので、今、御回答いただいたような内容で進めていただくようお願いし、早期竣工を個人的にも期待をして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤啓史君） 午前11時10分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは私のほうから、通告では6件していましたが、先輩議員がやったものと重複することがありますので、そういうものにつきましては省略して進めさせていただきます。

まず、歳出のほうで28ページ、総務費、総務管理費、諸費、防犯灯整備・管理事業、防犯灯維持経費補助金85万8,000円の内容ということで、これにつきましては、各区の防犯灯の関係の補正ということと考えます。

この中で、前年度の防犯灯の電気代の補助金の算出方法と、補助金の要綱、これ多分、改正しないと支給できないかなというのがありますので、改正した内容と、令和5年度、このものの補助金の取扱いにつきましては、来年度にするのか。今年度にするのかということ、ちょっと疑問なところがありまして、このものについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えします。初めに、1点目の前年度の防犯灯電気料金補助の算出方法についての御質問でございますが、令和4年度の防犯灯維持経費補助金の算出方法につきましては、LED灯にあっては、1灯当たり補助金額は、前年度の3月分の電気料金の単価の12か月分で、算出しております。

令和4年3月分の料金は159円でありましたので、1灯当たりの補助金額は159円の12か月分、1,908円となり、これに各区のLED灯合計1,797灯を掛けますと、令和4年度のLED灯補助金額は342万8,676円となります。

次に、LED灯以外の防犯灯、こちらは蛍光灯になりますが、これについては月額185円の12か月分の2分の1の金額で算出しております。

よって、1灯当たりの補助金額は1,110円となり、これに各区の蛍光灯合計数622灯を掛けますと、平成4年度の蛍光灯の補助金額が69万420円となります。

したがって、LED灯補助金額342万8,676円と、蛍光灯補助金額69万420円を合わせた411万9,096円が、令和4年度の補助金額でございます。

次に、2点目の補助金改正内容についての御質問でございますが、電気料金高騰に伴う各区の負担を軽減すべく、補助金制度を改正し、電気料の変動に対応しようとするものでございます。

LED灯については各月々の電気料金額を、蛍光灯については各月々の電気料金の2分の1の額を補助対象金額に改正しようとするものでございます。特に蛍光灯については、1灯当たり月額185円の12か月分の金額、2,220円の2分の1、1,110円を補助金額としてきましたが、令和4年度中の蛍光灯の電気料金の年額は、4,572円でございます。月額では410円となった月もあり、料金高騰による区の負担が大きくなっております。

このため、蛍光灯については、月額185円の2分の1から、各月々の料金額の2分の1に改正し、電気料金高騰による区の負担を軽減するものでございます。

今回の補正金額85万8,000円につきましては、この改正の考え方にに基づき、令和4年度中の各月の実際の料金単価を基に、令和4年度の防犯灯数で算出した金額497万6,358円から、令和4年度の補助金額411万9,096円を差し引いた差額、85万7,262円を令和4年度の電気料金高騰分として、各区に補助しようとするものでございます。

85万7,262円の内訳でございますが、LED灯分として12万5,790円と、蛍光灯分として73万1,472円でございます。

LED灯の12万5,790円につきましては、令和4年度中のLED灯の電気料金は、4月には161円に値が値上がりを始め、8月には172円となりましたが、令和5年2月には145円に値下がりしました。4月から3月までの1年分の料金は1,978円となりまして、令和4年度補助金1灯当たりの年額1,908円と比較して、70円の差額となっております。

よって、この差額70円に、LED灯数1,797灯を掛け、12万5,790円を算出しております。

また、蛍光灯分の73万1,472円につきましては、令和4年度中の蛍光灯の電気料の年額、4,572円の2分の1、すなわち2,286円と、令和4年度補助金、1灯当たりの年額1,110円との差額は1,176円であります。

よって、この差額1,176円に、蛍光灯数622灯を掛け、73万1,472円を算出しております。

次に、3点目の令和5年度の電気料金の補助の方法についての御質問でございますが、ただいま御説明いたしました補助条件により算出した補助金額を補助する考えでございます。

補助金の支払い方法は概算払いとし、各月々の電気料金変動を確認しながら、年度末に補助金の精算を行い、電気料金の変動状況に応じて、予算の補正、追加払い等を行う考えでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。詳細な説明で分かりました。

この要綱、補助金につきましては、一つは、蛍光灯からLED灯にするというような形で、LED灯にしたほうが得ですよというものも、今回の要綱改正の中では入っていますので、引き続き、各区に負担が少ないような形でのをお願いしたいと思います。

次に、40ページ、衛生費、先ほどの前段者の中での一般廃棄物運搬経費ということで、1,630万4,000円の関係なんですけども、これ3月1日から3月30日まで1か月ということで、先ほど説明ございました。

そうしますと、その単価も3万5,500円というような形で、先ほど説明されたと思いますけども、この1か月だけで、1,600万円かかりますよということですよ。これは3万5,500円を16トン、これを365で掛けてみますと、2億円を超えちゃうんです。2億732万円というような相当大きなものが、やはりかかってしまうよということです。

もう前段者のほうが聞きましたから、あまり聞きませんけれども、この時期にごみを減らしたいと考えます。少しでも税金を使わないよということであれば、この時期にごみを出さないような方策ということであれば、このときに工事をしますので、早めに出してくれとか、あるいは分別収集を強化してくださいとか、そういうことを考えているのかどうか、よろしく願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。分別を細かく、正確にやっていただくことによって、ごみとなるものが資源となります。

そういった観点から、常日頃から市民の方には、そういった考え方を持って、分別を取り組んでいただきたいと思います。以上です。

特に、議員おっしゃったとおり、この時期に限らずで、お願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 少しでも税金を使わないような形での周知方法とかしていただきたいと思います。

続きまして、54ページ、教育費の関係なんですけども、その中でスポーツ施設維持管理経費、工事請負費169万円、この工事なんですけども、北中の体育館の修繕ということなんですけども、この必要性と、あと内容についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回この工事ですが、3つ、予定してございます。まず、1つ目の旧北中学校の体育館、この非常警報装置の設置工事でございますが、これにつきましては本年、夷隅広域消防より、校舎のほうの消火設備に関しまして、不備事項があるということで、指摘を受けたところでございます。

今後、使用していくということであれば、その校舎の消防設備を改修しなければならないというところでございますが、それには莫大な費用がかかるというところから、それでは、電源の供給を止めてしまおうということを考えてみました。

そうなりますと、体育館にあります自動火災報知機ですが、この親機が校舎のほうにございまして、そこで連動しておりますから、そうなりますと、自動的に体育館のほうの装置も使えなくなる。

ただ、体育館にはそういった警報装置の設置が必要であるというところから、今回、体育館のほうに新たに非常警報設備を設置しようとするものでございます。

設置する場所でございますが、今のところ2か所、予定しておりまして、現在、女子トイレのところにありますので、その付近に1か所、それと対角線上のところに1か所、そこに設置すればいいというところは、消防本部にも確認済みでございます。

続きまして、旧北中学校の体育館の照明スイッチでございますが、これにつきましては、もともと学校施設というところから、校舎からの渡り廊下を通って入ったところ、いわゆるステージに向かって右側の体育倉庫の中、そこにスイッチがございましたが、現在あそこは閉鎖しておりまして、出入りのほうは、正門のほうから左に曲がって真っすぐ行ったところから入っているというところであります。

したがいまして、そのところにはスイッチはございませんので、夜間、体育館をお使いになる方は、そこから入って、暗い中をステージのわきまで行って、そこで電源のスイッチを入れるといったようなことで、非常に不便になっているというふうに感じているところでございます。

そこで、今、使っております入り口のところにスイッチを新たに設置しようとするものでございます。これにつきましても、体育館でございますので、ボールが飛んでくることも考えられますから、ガードつきを考えているところでございます。

3つ目の污水配管の改修でございますが、これは昨年度、体育館におきまして大規模なイベント、大会が開かれた際に、排水管が目詰まりを起こしまして、排水管のところにトイレトーパーとか逆流して、あふれ出ているといったような現象がありました。これが昨年度、2回ございました。

原因につきましては、目詰まりのほかに、あそこの排水ますの中に根が入り込んで、簡単にいうと、排水ますの中に鳥の巣があるような状態になっていたというところでございます。

したがいまして、そうなりますと、あそこを常時、ちゃんと使えるようにするためには、そこを直さなきゃいけないというところから、今回、污水配管を直そうするものでございます。

配管のほうも、処理能力を増やすために口径を拡大するのと、あと、ますにつきましては、一体成形のものを用いまして、根などが入らないようにしようとするものでございます。これも、今現在、体育館のほうは、大規模なイベント、大会等を行う際は注意喚起をしております

が、そういったことのないようにしていきたいというふうなことで、このような予算のほうを計上させていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうですね。旧北中学校の消防設備ということは、必要性があるということです。

自分も旧北中学校を使わせてもらっています。やはりスイッチが中で、ちょっと使いづらいということで、すごく利便性が高くなったというような形になっています。

また、利用しているということであれば、できれば電気工事等々につきましては、工事の期間の短縮を考えて、一緒にできるか、あるいは同時期にできるかどうか、そういうものを検討していただきたいと思います。

それとあと浄化槽の関係なんですけども、あそこは多分、災害のときの避難所となっています。そうなってくれば、避難所に対応するそういうものは、ちゃんとしっかりやっておかないといけないのかなということで、ひとつ早期にやっていただきたいと考えます。

それでは、次に参ります。最後なんですけども、98ページ、介護保険特別会計の関係です。この中で、介護給付費準備基金積立金3,433万2,000円ということで、基金に今回、補正をして積み立てますよというのが、3,433万2,000円というところで、相当大きい金額なのかなと思います。この積立金額の内容について、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えいたします。積立基金の内容ということでございますが、こちらにつきましては、令和4年度から令和5年度への前年度繰越金に加えまして、令和4年度分として令和5年度に追加交付となった国庫負担金・県負担金等の合計額から、令和4年度清算分として令和5年度に返還することとなっております国庫補助金・県補助金、これらに加えまして、一般会計への返還金を差し引いたものを介護給付費準備基金積立金として今回、計上させていただいているものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、この積立金というのは、事業を行って、残りですよというような介護保険料、それを支出したものの残りですよというような形と今、言われましたように清算ということでの準備かなと思います。

多分、介護保険については各計画がございまして、この計画の中で、3年スパンだと思います。計画の中で保険料を決定し、事業を決定して推移していくということなんですけども、今回の3,433万2,000円が、基金としての計画の中の残金等との比較ということで、課長のほうで、どういうふうな形で考えているのかと。また、決算のほうも聞きたいと思いますが、補正のほうで、ちょっとよろしく願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えいたします。基金の残額についてということでございますけれども、現在、議員のほうもおっしゃいましたとおり、第8期介護保険事業計画が、令和3年度から令和5年度ということで、これをもとに介護関係のサービス等を実施しております。

こちらの策定時の基金の残高が、おおよそ2億7,360万円ございました。現在の令和3年度から令和5年度のこの3年間の計画の実施に当たりまして、8,380万円程度の取崩しを前提に計画

をされているところでございます。

3年間で8,380万円ということですので、年にしますと、おおよそ2,800万円程度、基金を使いながら事業を実施していくと。そうしますと、令和4年度末では、予定でいきますと約2億1,760万円程度となります。

しかしながら、実際の令和4年度末の介護給付費準備基金の残高につきましては、3億5,077万円となっておりますので、比較いたしますと、1億3,300万円程度の差が生じているところでございます。

この基金の取扱いということでございますけれども、現在、令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画を策定しているところでございます。前々から申し上げているとおり、団塊の世代の方が、もう75歳を迎えていらっしゃるということでございますので、今後は、給付費の増加が見込まれているというところでございます。この給付費の増加等を考慮しながら、基金を有効活用することで、高齢者の方々への負担増とならないようにしてまいりたいと考えております。

なお、各年度の実際の事業というところにつきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、中止もしくは縮小しました一部の事業を除きまして、第8期介護保険事業計画に沿って、おおむね実施しているというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。この積立金については、次期の保険料のほうにも考慮されるということで、ある程度、高齢者のほうの負担の減、また、健全な計画でしていただきたいということを申しまして、質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは、議案第38号 令和5年度勝浦市一般会計予算について、歳入について1件、歳出について1件、通告をしておりましたが、歳出については、40ページ、清掃費、前段者、同僚議員のほうから詳細な質問がなされておりますので、取り下げます。

歳入について1点だけ。22ページ、県補助金・地域自殺対策強化事業補助金についてであります。まず、このゲートキーパー養成事業の詳細、ゲートキーパーの役割について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことを言います。

養成講座を通して、ゲートキーパーの役割や心得を身につけていただき、周りの悩んでいる人に声をかけ、話を聞いてあげ、その人に合った対処方法を進めてあげるなどして、悩みや困り事のある人の話を聞いてあげる方を養成する事業でございます。

ゲートキーパーや周囲の人が協力して、話をよく聞き、一緒に考えてあげることで、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与え、自ら命を絶とうと考える人をなくしていけたらと思っております。

そこで、今年度当初予算に計上しました自殺防止対策推進事業の中で、市民を対象としたゲートキーパー養成のための講座を実施しようとするもので、広く市民の方に周知を図ろうと考えております。

なお、今回の補正は、令和5年度で千葉県地域自殺対策強化事業補助金に事業メニューの追

加がありまして、このゲートキーパー養成事業が要綱に加えられ、事業費の3分の2が補助されることから、補正を行って、当初予算で計上した事業費に充当しようとするものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 自殺を考えている方に対して、必要な支援を行っていくゲートキーパー、必要な事業だと思います。ぜひともやっていただきたい。

勝浦市の自殺率は、依然高い状態にあるというふうに認識をしております。令和4年度に出された県の統計データによりますと、平成28年から令和2年までの合計で、勝浦市の自殺者の総数は23名となっています。そのお一人お一人が、それぞれ深刻な悩みを抱えて、つらい選択を迫られたものだと思います。御本人だけでなく、御家族も友人も、心に傷を抱えながら生きていくことになります。

この千葉県統計データでも、確度の高い数種類の自殺率データの統計が出ておりますが、やはり勝浦市は、まだまだ全国に比べて高いというデータ結果になっているかと思えます。

自殺の原因は様々であります。経済的な理由であったり、家庭的な理由であったり、精神的な理由であったり。だからこそ、このゲートキーパーについては、非常に重要な役割を担っているというふうに思っていますので、ただ実績づくりのために配置をするようなものであってはならないというふうに思えます。

ですから、この相談を受けたときに、適切な部署に適切に対応していただけるような実効的な役割を持ったものでなければならないというふうに思えます。私自身、ある近しい人から、いわれない誹謗中傷や家族への心ないうわさ話を流されて、もう消えてしまいたいと相談を受けて、一緒に悩んだこともあります。また、職場でのセクハラやパワハラで本当に悩んで、誰にも相談できずに、1人で落ち込んで、仕事に出られずに落ち込んで引き籠もって、悩んだ家族から相談を受けたこともあります。

そうした中で質問としては、こうした事業をせっかくやるのであれば、例えば精神的な悩みをゲートキーパーが受けたのであれば、心療内科などを紹介できる。あるいは、経済的な悩みを持つ方から相談を受けたのであれば、夷隅ひなたであったり、担当課につなげる。学校の悩みを受けたのであれば、教育委員会につなげる。そうした一人一人の悩みを受け止めて、きちんとそれを記録して、縦割りではなく横断的に、適切な部署に適切な対応を求めることのできる仕組みになっているかどうかということを知りたいというふうに思えます。まずは、その点をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。今この事業で実施しようとしているゲートキーパー養成事業につきましては、今、議員おっしゃられました専門的な方につなげる、その部分の方たちを養成しようと思っております。

そこで、まずは悩みを抱えている人の身近な人に、このキーパーの養成の講座を受けていただき、その人に、相談事はここの部署に、こういう相談事はここの部署に行ってくれ。こういう相談事はこちらに相談してみたらどうかというアドバイスをしてあげるための、そういう仕組みを身につけていただく講座となっております。

ですので、その中で、こういう困り事はこちらの保健所に相談してくれとか、こういう困り

事は、市のこの部署に相談してくれというようなことを身につけていただくというか、その辺の周知を図るといふ講座にしようと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 講座の目的については本当にすばらしいですし、ぜひやっていただきたいです。

質問としては、再度の質問になってしまうかもしれませんが、ぜひともその理念どおりにやっていただきたい。そのためには、例えば市役所内でも、このゲートキーパーの事業については、改めて全職員に周知を図っていただいて、ゲートキーパーから担当課に相談があった場合には、優先度を高めて対応していただきたいというふうに思います。

また、せっかくこのゲートキーパーの運営に当たっては、恐らく規程や規約をつくるんだらうというふうに思いますので、各課を横断的に動けるように配慮をしていただきたい。また、このゲートキーパーは、自殺について悩んでいる方から相談を受けるわけですから、かなり個人的な悩みも含まれるというふうに思いますので、例えば秘密保持契約をしっかりと結ぶとか、そうした個人の悩みが外に漏れないような配慮も必要かというふうに思いますので、ちょっと細かいこと、市役所で横断的にゲートキーパーからの対応を優先的にやっていただくよう情報共有ができるかということと、規約についてどうお考えかということと、秘密保持契約についてどうお考えかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。このゲートキーパーにつきましては、資格証や認定証を交付するものではありません。そういう困り事の方の悩みを聞いてあげて、こういうアドバイスなり、本当に聞いてあげるだけというような立場の方を養成するという講座になっております。

また、市の職員につきましては昨年度、ゲートキーパー養成講座を開催いたしまして、市職員数名が参加しております。その中で学んだことを生かせるようなルールづくりというか、連絡体制はとってこうと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、私のほうから一般会計補正予算について、2点ほどお伺いをさせていただきます。

1点目は、39ページ、衛生費の感染症予防接種事業130万円、こちらについてお聞きいたします。带状疱疹の予防接種費用の一部を助成するための新しい制度をつくっていただいて、市長、これは本当に感謝をいたしております。

これについて、先ほど課長のほうから答弁ございましたが、令和5年4月1日からの接種対象者が、これに当たるということが分かりましたが、先ほど聞きましたら、数名の方が既に接種をされている。その方たちが窓口に来たときに、これに対象です。補助をするということなんです。例えば、そのときの病院の領収書を紛失してしまった。あるいはしまい忘れてしまった。そういった場合への対応というのは、どのようになるのかをお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。先ほども申し上げたとおり、この带状疱疹ワクチン接種は4月1日以降の接種を対象といたしまして、接種日で50歳以上の方を対象といたします。

今、議員おっしゃられた、もし必要書類を紛失してしまったらという場合なんですけど、こちらは、御相談をいただき、助成対象外とならないような対応を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） これは、この補助を受けられるのは一生涯に一度ということでございますので、不利益が生じないように、ぜひその辺をよろしくお願いいたしたいと思っております。

接種の助成なんですけど、先ほどの話もありましたが、ビケンか、シングリックスかによって、費用が大変変わってまいります。ビケンを受ければ、4,000円の補助、シングリックスであれば、2万円の補助であるということが分かっているんですけど、接種希望者がこちらを誤解しないように、例えば今回はビケンを受けたんだけど、数年たって、やっぱりシングリックスのほうが長期間、これが効くということに気がついて、こっちを受けたいんだけどといったときには、それはもう使えないということでございますので、周知、先ほども周知の話が出ておりましたが、この辺もよく周知をしておかないと、誤解が生じるようなことがあってはいけないと思っております。

この辺についてのお考えを聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。周知につきましては、ワクチンの違いなどを広報かつうらや市のホームページに掲載するとともに、先ほども話がありましたように、皮下注射なのか。筋肉注射なのか。また、ワクチン効果の持続性や、それから発生予防効果に大きな違いがあることもありますので、市のほうに相談をいただければ、保健師がアドバイスをを行うほかに、市内医療機関、かかりつけ医に診断を受けたり、相談をするなどしていただき、その方に合ったワクチン接種を実施していただきたいと思っております。

市といたしましても、市内の医療機関に御協力を要請してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。この予防接種は、シングリックスの場合は結構長い期間なんですけど、ビケンの場合は割と短い期間しか効かないというふうに言われております。その辺も、よく説明をしていただいて、誤解のないよう、そして、一人でも多くの方がこの帯状疱疹の苦しみを味わうことなく、あるいは、かかったとしても軽く済むように願っております。周知のほうを重々していただきますよう要望いたします。

2点目の質問ですが、40ページ、生ごみ処理容器等購入支援事業30万円ですが、これ当初予算のほうを見ますと、10万円でありました。予算額を超えたということでの補正だと思うんですが、こちらではコンポストに2基、EM生ごみ処理器が2基、機械式が3基で10万円の予算が組まれておりましたが、今回、補正を組むに当たって、一体どのところが、どの装置が一番、装置というか機械が、要望が多かったのか、その内訳をお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。令和5年度、今年度の8月末現在での申請数と補助金の額でございますが、コンポスト容器が1基1,900円、機械式生ごみ処理機が5基で12万8,900円、合計の13万800円となっております。

EM生ごみ処理容器については、申請等ございませんでした。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） コンポストが1基、そして機械式の生ごみ処理機が5基、こちらは電気式ので、恐らく本当に買えば5万円とか、それ以上する機械だと思うんですけど、これに対しての3万円の補助が出ているということですよ。

先ほどからもごみの話が出ておりますが、ごみを少しでも少なくするためにも、これは大変有効なことだと思います。各家庭が少しずつでもいいから、ごみを減らしていく。その努力をすることというのは大変重要なことだと思いますので、この機械の補助については、これがあるということをさらに周知して、また補正が組めるぐらいの申込みがあるほうが、私はよいかと思っていますので、ぜひこの辺は、もっと周知していただきたいなということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から何点か質問させていただきます。まず、7ページの地方債の借入金等の金利、それについてお伺いします。

一応3%以内ってなっていますが、今の金利から考えますと、勝浦市が一体幾らで借りているのか。およそでいいですから、その辺の金利的なものを教えていただければと思います。

そしてこの3%以内でも、下げられれば下げていくんだと、ここに書いてあるようにね。3%以内の借入れを変えていけるという話もあるんでしょうけど、今、金利が上がる状態の中で、今までの金利が、私たちの話の中では1.何%の話もあるんですけど、市の場合は、国からの補助金とかいろんな面での金利が高いというのは、昔から言われるのかなという認識の中でちょっとお伺いしておきます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。地方債に係ります利率についてでございますけれども、こちらは補正予算書に記載ございますように、何%以内という上限率での設定でございます。

現在では3.0%以内ということにさせていただいておりますけれども、こちらは平成29年度から、この数値での設定でございます。

実際の借入れ利率といたしますと、毎年度、年度末頃の借入れでございますが、財政融資資金の場合、その時期、来年前半ですね。年明けの時期の利率はまだ公表となっておりますが、見込みの率といたしますと、今回の補正予算でのケース、据置期間2年以内、償還期間10年以内の場合、0.5%から1.0%程度と想定をしております。

また、これより長期の借入れ、据置期間5年以内、償還期間30年以内ということであると、1.3%程度と想定できるところでございます。

また、ここ数か月、金利のほうは確かに上昇してきておまして、2か月程度の間は0.2ポイントですか、上がっておりますので、そういう利率の動向につきましては、注視してまいりたいとこのように考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） よく分かりました。金利は本当に、皆さんが働いて、私も働いている以上に、寝ていても金利かかりますから、安いにこしたくないのが考え方の中で、私の中であります。

次に、22ページの教育費県補助金についての106万円についてですね。これはどういうものな

のか教えていただきたいなというのは、給食費ですかね。補足説明のときに聞いたのか。私の勘違いなのか、再度、説明願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。これは、千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金交付要綱によりまして、第3子以降に対する給食費無償化のために、千葉県が創設した補助金であり、本市においては、対象児童が34名おりましたので、それを補正するものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） これは聞かなくても、説明のときに34というのは聞いて、ここに書きちゃったから聞いたんですけど。

次に、23ページのふるさと応援基金の繰入金14億6,600何がしの補正、補足説明では、10事業所にこれを割り当てていくんだと。10事業所のどこに何を、この14億円も入れるのか。この説明なかったんで、再度、伺いたいと思います。どこですか。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。今回の補正予算の編成に当たりまして、一部事業につきまして、ふるさと応援基金を活用させていただいているところでございます。その中で、今回は15の事業ということで、選定をさせていただきました。

まず1点目が、寄附者への返礼品等贈呈事業、これが1点です。あと続きまして、水産関連施設整備事業ですか、農林水産業費、これが870万円です。また、商工費におきましては、空き店舗活用支援事業のほうで100万円。また、クリーンセンターの維持管理経費、金額はちよつとごめんなさい。今、承知しておりませんが、そのほか土木費の道路改良事業とか、そちらに11事業ですか。で、合計15の事業を選定いたしまして、充当させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 合計幾らですか。これがだから、14億円もあるの？ そうすると、土木費に関する11事業の中で、これ、あとは残り800万円とか、農業とか、クリーンセンターは分からないにしても、100万円。残り13億円近い金というのは、土木費に行くのかどうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。土木費に関しましては、合計で4,470万円です。一番大きいのが返礼品等の経費で、そちらが……。すみません、13億9,568万7,000円です。そちらが一番大きい充当事業です。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） よろしいですか。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。このふるさと納税についても、一般質問の中でもいろいろ出ている中で、今後、国の10月からの、返礼が5割以下にしろという中で、市長答弁では、ふるさと納税やっている業者に、利益を減らすようなことはできないようなことをちょっと私は聞いたんですけど、市長の話の中で。

私的には、このふるさと納税を勝浦市の名前をもって、ふるさと納税で勝浦も助かっているんですけど、「さとふる」とかその仲介業者も、利益としては十分、楽天にしてもあるのであれば、その辺の交渉ができるのか、できないのか。そして、その返礼品を納めている業者、そ

こでどれだけの利益が上がっているのか。結局、勝浦のふるさとということを考えて場合に、その辺の協力体制ができないのか、できるのか。それを再度、市長に実際お願いして、その辺の検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。この点については、本当に見直しというところで考え、担当課長としても、「さとふる」等、こういうふうな業者の話合いもしているところです。

本当に返礼品関係者は懸命な努力をして、現在に至っているわけですね。このことを重く受け止め、しっかりと見直し、このような業者との話合いも経て、結果を出していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 今の市長答弁でよく分かりました。ぜひその辺で、やれると思うんですよ。

結局は、このふるさと納税という、福島はこの自治体か、地元にあれするというのが、このように拡大されちゃった面もあるんであれば、その辺で、少しでも努力して、これが市の、ふるさと納税の勝浦市の方法だというものも、あってもいいのかなと思いますので、その辺で十分検討して、お願いしたいと思います。

次に、ちょっと時間がないので早口になりますけど、39ページの空家対策事業、これは先ほど来、前段者のほうで説明は受けているんですけどね。あと5件とか何か残っている面もあって、この辺で、裁判所の見積りで、この辺の金額は決まって、それをいつ徴収するかとかいろんな問題あるんでしょうけど、この特定空家をどのように、今後、増えてくるんですよ。大体、全国的に850万戸とか、数値として1,000万ぐらいの空き家が出ていると。

そういう思いから、勝浦もこの辺を十分、対策的に考えていかないと、増える話ばかりで、そして立て替えした勝浦市の問題であってはならないと。

そこで、一つだけ。やっぱりこの特定も、競売でも何でも売りさばいて、経済の活性ができれば、その辺の業者さんの問題もあるのかと思うんで、その辺はさんざん課長のほうでも説明された面もありますから、それは十分考慮して、この辺を十分検討し、再度、家庭裁判所から言われた中で、それを取壊しだ、何だかんだ。そりゃ、取り壊す業者にとっては経済もあるでしょうけど、もう少し違う方法もあるのかと思いますので、その辺を検討してくれという話で、終わりにします。

そしてですね。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員、発言中ですが、午後1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺尾重雄議員、質問途中でしたので、続きをお願いします。

○9番（寺尾重雄君） それでは、41ページの一般廃棄物の収集運搬についての経費、これについてお伺いします。

何人かがこれに関して質問していたんですけど、この件に関しまして、たしかに炉の補修、6週間で20日間ですか。3月1日からという説明を十分受けているんですけどね。

この前に、確かに広域でも振り分けて、いすみ市に御宿、いすみ市、あるいは鴨川に、この辺の少しでも分散して、一般のところへ持って行くのを減らすことはできなかったのかということで、火葬場のときもそうなんです。実際、炉をつくるときに、火葬場でも、じゃ聞いたのかという話もあってですね。その辺の聞き取りがどうなっていたというのが、火葬場のときもあるんですけどね。この件もそうですよ。

近隣、要するに広域の中で、お互いにあれし、昔、しいて言えば、御宿町で水が足りないときに、勝浦ダムの水を供給したり、その辺のお互いに持ちつ持たれつのができないのか。その辺、再度確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。この判断に至る前に、災害協定に基づく対応ということで、近隣施設に対して、受入れのほうはできないかということをごん合せしたところでございますが、それぞれ処理能力のところ、受入れが難しいという回答を得ております。

それと、量的に受入れができる場所は、先ほど申したとおり、物理的に大型のダンプ等が入らないという構造になっているということで、断念をしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 10トン車の問題は、聞くにしても、それを頼まなくても、ここで使っている4トン、5トン、その辺の問題からの方法、それは受入れの問題の中で、どうにでもなって、要は受け入れてもらえるのか、もらえないのかと。

結局、320トンの受入れを少しでも分けて、これを減らす。これは銚子まで持って行くんですけど。どこの民間だか知らないけど。そういう中で、近くで済むものであれば、パッカー車の問題で、2回も3回も鴨川まで受けてもらえるのかどうか。みんなそれなりの、みんな厳しい、ダイオキシン問題からの焼却炉の問題というのは、やってきた。そういう問題でやっている問題ができないということになるとね。

やっぱり多少なりとも本当に努力していただきたいというのは私の願いで、それはできないというんだから、もうできないから、こっちはこういう方法でやるんだということでありましたので、焼却炉もそれに伴う——議長にも先ほど来、鈴木議員からも言われたように、私からも、この広域のごみ処理の問題を再度、この辺を踏まえて、議長にお願いし、許しを得て、質問をちょっと市長のほう、広域議会の件でも、質問しておきたいと思うんですよ。

確かに新聞等で、当時、もうあれから、私も広域議員として出ていって、もう4年過ぎて、そこで猿田市政のときに、確かに破談というか、やめたということで、夷隅郡の広域ごみ処理、もうやめたということもあるんです。それからもう何年もたって、市長もその間に替わってきて、今の照川市長になって、再度、市原市に行くという話というのは、当初から、いすみ市の太田市長に関しては、もう向こうに行くんだような話があったから、勝浦市、あるいは1市2町は単独で、やらざるを得ないのかなと。その辺の協議が。それと、管理者である太田市長主導のもとになっているのか。あるいは全員の首長さんがもう、夷隅の行き場所ないから、市原にお願いするのか。

そういう問題あって、その辺で、つくるよりもどうなんだということを今回、新聞に出る前に、何となくきな臭い話も聞いてた面もあるんですけど。そういう面から、この問題というのは大きな話だと思っんですよ、市民に対する。経費面とかいろんな面で違っ中で、その辺まで検討され、

市原市。市原市も広いから、大多喜の先は市原市ですから。そういうものを考えたときに、どこまでどうなのかと。大多喜へ持っていくんだ。市原、その山越えた、七曲を越えたのが市原市ですから、そこへつくってくれたら、世話ない話でしょうけど。

そういう中で、今後の検討もあるんですけど、ある程度、勝浦市の議員の中、あるいは議会と、議会の中で、ある程度は考えて、そして市民のためにそれができる話でなければいけないのかなと思って、この質問に立たせてもらっています。

そこで、今後、ある程度、市は市なりの方向性を持って、仮に市原市との組み方、来てくださって、これからの申入れもあるんですけど、ある程度、その辺、しっかりと煮詰めておかなければいけないのかなと思うんで、市長、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。私は一貫して、議会でこのごみ処理が上がったときには、大きな枠組みで連携を図っていきたくと。私、就任して以降、すぐにこのことについては、皆さんにお示しをいたしました。

そして、もう言ったかのように今、寺尾議員おっしゃいましたが、新聞に載っているように、この計画を私たちの2市2町、これが組み込めるかどうかというところの申入れと、そして、市原市ではこれから計画をしていく上で、これが組み込めるかどうかを話し合っていきたいと、そこまでです。

私は一貫して、広い連携を図ってまいりたいという意向でした。それで、誰がどうというふうなところは申し上げませんが、2市2町で申入れをしようというふうになったのが、5月です。そこから、6月議会でも、大きな枠組みでやっていきたくというふうな答弁をしてきたというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） この件に関しまして、結局はもう時間的にも、今回の炉の問題に関しても、ほかに持っていかなければいけない、ごみの問題ですね。

そしてもう、それがやめるとなってから四、五年たって、そしてなおかつ、ここからまた六、七年。炉をつくっていく。ごみ焼却炉をつくっていくに当たっても、七、八年これからかかるんですよ。

そういう意味で、受け入れてもらえるための方法とか、また逆の方向も、ある程度は用意しておかないと、どんどん今の時点でも近隣市町村では、みんな困っている状態で、受入れがない。そういう思いをかけたときに、これは勝浦市の考えがどういう方向に進むかも、ある程度は考えておかないといけないのかな。これは勝浦市ばかりではないです。1市2町のほうも、そういう問題。

いすみ市においてはもう、思うには、最初からそうだから、単独の話も出てきた話で。単独で行くにしても、六、七年の時間はかかりますので、この辺はやっぱり議会と話をしてもらいたい。そういう意向で、市長にお願いし、この問題は、そうしますという話にもならないから、もう考えてもらって、時間もないんで、質問のですね。これはその辺を考えていただきたいと思います。これはこれで終わりにします。

そして、次に、空き店舗等の問題も掲げてきました。そして防災の、これは松野地区のあの交差点から入ったところの、木柵で、ずっと補修もしない、これも随分、長い時間をかけて、あれ

をしないのかと。あれも災害のために、なかなかやってくれない。やっとここへ来て、やってくる話になりました。

結局、そういう面のこの7,200万円の問題も、時間的に、今回の災害で、どういうものが出てくるか分からないですけど、先ほど来、狩野議員も港の問題も早くという話もありましたけど、その辺での災害は、少しでも早めに処理していつてもらいたい、インフラの。

そしてもう一つ、中学の50万円、30万円も、これもよしとします。時間がありませんからね。

次に、56ページの漁港施設災害復興事業についての5億500万円の問題について、3港についてですね。これも長い間、不調、不調という時間をかけて、私は自分なりに漁業者の問題を、これはもう水産課長もあれから3人も替わる中で、私は提案してきました。

そして、あのときから、崖線を持ってこれないのであれば、陸からの方法はどうなんだという、早い時期から提案してきました。そして、やっとここに予算をつけて、やれる方法が決まりました。

そういう中で、今のごみに関してもそうですけど、一つの方法がこっちからの見方と、また逆の見方から、いろんなものを考えて、やって、その中で一番いい方法が何であるかを検討してもらいたい。

これも、勝浦が一産業、漁業が基幹産業であるのであれば、ましてや人がいなくなるのであれば、その施設としてどのように活用していただきたいか。そういう問題であります。

確かに先ほど説明の中で、課長は漁業組合関係の皆さんと話したという話もありますけど、私は個人的に、ここに工程表から全部いただいています。そして、これは1月からやって6か月、これは串浜漁港の問題に関してもですね。そしてこれに関しても、再度、心配されるのは、台風が来たときに船を上上げるにしても、仮設道路を国道に沿ってつくり上げたときに、船を引けないんじゃないとか、その辺の協議も十分、組合とも、また関係者等とも協議されているということも聞いていますけどね。

その辺で再度、そういう心配ないように早急にやって、工程的にも、これほどがどう出して、皆さんに配られたのかも分からないですけど、この6か月の工程は串浜漁港。そしてまた、豊浜漁港、新官に関しても、漁業者にとっては、港なくして、台風でも来たことには、船の着け場所もない。避難港としての問題点、その辺を十分協議しながら、漁業者に落ち度ないように。

そして1点は、先ほどの松野の崖の問題もそうですけど、やっぱり早く、中倉ですか。その辺が処理できるのは、一旦は。やるのか、やらないのかであれば、やるのであれば、その時間をいかに短縮して、どうやるかを十分協議して進めていかないと。

いつもこれ、この港をやるに当たっても、入札の不調もあるでしょうけどね。5年も6年もかけてですよ、こう、仕事ってあるんですかと。議員だったら、もう次の年には落選ですから、こんな話できないから、いいあんばいでしょうけど。

そういう話の中で、早めに処理できるのは、勝浦市全体の中で考えて、市長。やっぱり進めるべきのを進めてもらいたいと思いますので、その辺で、これはさんざん皆さんが言っている中で、思うものありますから、聞いているものもあります。多少の違いあっても、時間がないので、これはこれとして、言うだけ言って、私は終わりにしますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は、1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、関係する所管事項について総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ、議案第39号ないし議案第42号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第43号ないし議案第47号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、いずれも決算認定でありまして、既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め45分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、私から議案第43号、決算認定について、質問させていただきます。決算ですから、令和4年度に行った事業の確認を含めての話になります。今後、来週からは決算審査特別委員会があるので、今日、この質疑の中では、それほど詳しい内容の質疑はいたしません。まず、歳入で3点ほど、歳出で3件、それぞれ質問させていただきます。

まず、歳入の中では、ページ数は11から14、市税全般についてお伺いをします。

市税全般の中に、収入未済額、これは毎年出ます。収入未済額は必ず発生しております。その収入未済に対して、現年分、繰越分もございしますが、その収入未済、いわゆる収入できなかった部分を滞納処分するわけですけど、この11ページから14ページ、市税から始まって、市税の中であるわけですけど、その滞納処分の詳細、どういうふうに滞納処分をしているか。差押えなり、あとは徴収の関係とか、その辺の全般のことについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。収入未済額に対する滞納処分の関係でございますけれども、収入未済額に係る現年度分と過年度分に分けた滞納処分についてでございますが、滞納処分までの事務処理の流れについて、まず御説明いたしますと、現年課税分につきましては、納期内に納付がありませんと、督促状を送付します。それでも納付に至らない場合は催告書を送付します。催告書については、年間3回送付しております。

これらの対応に対し、納付が確認されたり、あるいは問合せや相談があります。この滞納者からの反応に対して、納税折衝を確実に実施して、滞納の解消に努めております。

特に滞納金額が少額な現年分については、早期の対応が大切だと考えておりますので、文書催促に対する問合せの電話等には、しっかりと対応するように心がけております。

現年課税分につきましても、このような対応に対して、納付がなかったり、反応が全くない滞納者に対しては、滞納金額等も考慮しながら、金融機関や行政機関等への財産調査等を実施しま

す。そして、これらの流れを経て、滞納処分へと進む形になります。

次に、滞納繰越分について申し上げますと、滞納繰越分については年間3回、滞納者に対して催告書を送付しております。文書催告に対し、滞納者の反応があれば、納税折衝を実施しております。

滞納繰越分がある滞納者については、滞納額を早期に完納してもらいたい。あるいは、着実に減らしていただく必要がございます。高額滞納者、分割納付が履行されていない滞納者、納税意識が低い滞納者等に対しては、より厳正な対応に努めているところでございます。

これらの対応に対し、納付状況が改善しない場合においては、金融機関や行政機関等への財産調査を実施し、滞納処分へと進む形になります。

滞納者への状況については今、申し上げたとおりでございますが、令和4年中に実施した滞納処分について申し上げますと、差押えを実施しております。国民健康保険税に係る差押えの件数を含めた数で申し上げますと、差押えを16件実施しております。

差し押さえた財産の内訳につきましては、預貯金が2件、国税還付金が11件、生命保険が3件となっており、これにより、本税で約84万円を回収しています。

また、このほかに裁判所等への交付要求を7件実施しておりますけれども、こちらについては配当はございませんでした。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今回、これは滞納処分に限った質問ですが、確かに税務課の徴収班のほうで、税金を納めさせるということについては非常に、通常は納めて当たり前なんですけど、納めない方がいるという。納められるのに納めない方と、納めたくない人もいます、きっと。そういう人に対して、市民に対して不公平感があってはならないということで、税金として課されたものは、市のほうで間違いがなければ、それは正当な徴収するべきお金ですので、それによって市政運営されているわけですから、そこところは納税者にしっかりと判断してもらう。

通常の、ちゃんと判断できるというか、言い方に語弊があるかもしれませんが、そういう人は、普通は滞納しません。払って当たり前と言われるんじゃない、やっぱり滞納するには、それなりの理由がある。経済的な理由もあるでしょうし、一時的な理由もあるでしょう。ただ、一部の中には、最初から税金払わないよという人もいますやにも聞いています。

でもそれが、やっぱり不公平感があってはならないという中で、市の職員からして、以前は国税の担当していた方を臨時的にお願いして、やった部分もありますけど、そここのところで、市の職員としてやっている部分で、滞納整理がどのように、要は、収納課じゃない、昔、収納課で、納めてもらう班ですね。そここのところが非常に苦労していると思いますが、その辺でどんな苦労があるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） 苦労の面ということになりますと、税務課収納係が担当しておりますけれども、収納係については収納業務と徴収業務、大きく2つ分かれております。

そんな中で収納業務につきましては、日々の納付の消し込みとか、毎月毎月の異動処理にかかる還付処理、そういった業務がありまして、若干、そういった業務に時間をとられている傾向が強い。

そんな中で、今後、うちも徴収指導員がおりますので、徴収指導員の貴重なアドバイスをもと

に、一層その収納業務のほうに力を入れていく必要があるかなと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 自分の個人的なことを言ってもおかしいですけど、私、収納課長、最後でした。そんな経験もあって、知っているのに何で聞くんだということになるかもしれませんが、知っているから、逆に聞くところもあります。

私は、十数年前ですけど、自分なりには、ある当時の議員さんが提案していて、催告書と督促状、これを赤字にしたんですよ、赤い文字で送ったんですよ、封筒も赤で。そしたら、滞納者のほうがびっくりして、赤紙で送るとは何事だって、どなり込んできた例があります。

でも、やっぱりそのくらいインパクトを持ってやって、そのときは、やっぱり赤紙をもらいたくないから、じゃ税金払うよという方もいました。それはその当時の議員さんの、こういう例があるよということを私、職員でしたので、それはやってみようか、すぐ対応しました。そんなこともありながら、やっぱり滞納処分って非常に大変なんですよ。

やっぱり差押えするとなると、財産を押さえるわけですから、それは法律の手続によってやるわけですけど、押さえられるほうは給与も差し押さえられるということまでいくと、やっぱり感情的なものも出ますので、感情論、感情的なものになると、職員対納税者の感情になっちゃうことになったら大変ですので、その辺を考慮しながら、ぜひともまた、いろんなアイデアをしながら、そして以前は、課長職が夜間徴収というのを全部やりました。ノルマがあったかないか、当時、ノルマありませんでしたけど、課長職は全庁体制の収納をやった時期もあったんですね。

そういうことも踏まえて、勝浦市の職員全員が、職員が、やはり自分たちは税金納めてもらっている立場で仕事しているんだという自覚を持つためにも、そういうことがあったほうがいいのかということもありますので、ぜひともまた、市長も含めて、この滞納処分については、ただ収納係の職員だけにやらせるんじゃなくて、市職員が、また市長はじめ市職員が、そういうふうに皆さんが共有した考えを持つように、これは私の要望というか、そういう話です。

これについては、また委員会がありますので、改めて、内容については聞いていきたいと思えます。まだ指定されていませんけど、一応予定されていますので。

あと、56ページのふるさと応援寄附金を見ると、予算現額と調定額に差が出ているんですよ。この差の、要は調定額だから、それが最終的に入ってくる数字になろうかと思えますけど、その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和4年度のふるさと応援寄附金について、予算現額と調定額に差異が出ている理由ですけれども、ふるさと応援寄附金につきましては、年末に寄附の申込みがピークを迎えます。

令和4年度分の寄附金額の見通しを1月に専決という形で予算計上させていただきまして、3月議会において、その承認をいただいたところなんですけれども、1月時点での見込んだ寄附金額と3月末時点での実際の寄附金額に、約4億6,000万円の差異が生じたものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） ふるさと納税、相当好調で、55億円ですか、入ってきている。その前の見積りとしては、60億円入るだろうという想定だったんですけど、これは想定だから、それまでの経

緯を数字に合わせると、こういうふうになったんだろうけど。

そうすると、60億円という予算上の数字になると、それに対して、ほとんど基金積立てになってくるんでしょうけど、やっぱり4億円の差があるというのは、予算の執行というか、歳出のほうの予算立てについても、これは若干の影響があるんじゃないかなと思います。ですから、なるべくこの差異を少なくしていくほうがいいのかなと思いますので、それについては5年度、今年度も含めて、その検討は十分お願いしたいと思います。

次に、57ページのふるさと応援基金繰入金について。これ、成果に関する説明書の13ページに充当事業がありますね。成果に関する、真ん中に充当事業があります。その中でちょっと確認したい。これは確認です。その中の高齢者支援に関する事業が、一昨年度は1,212万円あったのが、それがゼロ円になっている部分と、あと地域産業振興の特産品の育成に関する事業のところ、相当開きがあるんです。その前が13億円ですね。13億円が4年度は32億円になっています。そのところの数字の開きについて、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。私のほうからは、高齢者支援に関する事業について申し上げます。

まず、申し上げますのは、令和3年当時までは、ふるさと応援基金を言わば積極的に活用・充当をさせていただいたところでもございました。

しかしながら、ふるさと応援寄附金は臨時的収入でございますので、使途、使い道といたしまして極力、経常的経費に充当することのないよう努めるという姿勢で取り組んでございます。

御質問の中での、令和3年度の高齢者支援に関する事業として、ふるさと応援基金を充当していた事業は、経常的経費に区分されるものでございますので、以降、充当を控えさせていただいているところでございます。

また従来、民生費、社会保障分野におきましては、国・県の負担金・補助金の交付もございました。また、令和6年から、類似の税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分につきましては、その使途を明確化し、社会保障施策関係経費に充てることとされました。

本市では、令和4年度におきましては、地方消費税交付金の社会保障財源化分、合計で2億2,341万1,000円のうち、最も多い額の6,243万3,000円を老人福祉費に手当てしているところでございます。

加えて申し上げますと、この分野では、基金設置の目的の一つに、高齢者の福祉に資する事業を掲げる小高御代福祉基金、このほか勝浦市福祉基金もございまして、令和4年度では両基金合計で、1,510万2,000円を活用させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。地域産業の振興及び特産品の育成に関する事業の詳細でありますけれども、地域産業の振興及び特産品の育成に関する事業、このカテゴリーについては、4つの事業の財源に充当しておりまして、具体的には32億2,140万円のうち、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業、ふるさと応援寄附金の寄附者に対して、特産品等を贈呈する、感謝の意をあらわすための経費となりますが、そちらに31億8,311万円を充当しておりまして、そのほかとして勝浦産ブランド水産物PR推進事業、外来漁船誘致対策事

業、水産関連施設整備事業への充当としております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 説明よく分かりました。先ほど財政課長が答弁されたいわゆるふるさと応援寄附金については、その特徴からして、やはり勝浦市の地場産品等を含めたふるさと勝浦をどうよくするかという部分のために使われていくのが筋だと思います。

ゼロにした理由が、経常的経費で行うべき事業に今まで充ててはいたけど、やはりそのところが、予算上からして、ふるさと応援寄附金を充てることについては、いささか問題があったということの反省からして、なくしたということは、これ評価できます。

それとともに地域産業の振興、そのところは、そのほとんどが返礼品の対象ということで、なりますけど、両方とも言えるのが、応援寄附金を勝浦市に出してくれた方、返礼品目的の方も、全体的には、勝浦市をどうのこうのじゃなくて、このふるさとについては、返礼品目的が今まで大分、クローズアップされてきています。勝浦もそのこともあろうかと思いますが、そこで思うのは、返礼品を育成するために、一部の企業に偏って、返礼品が多くなっているのは、私はやむを得ない部分も確かにあるんだろうと思います。納税というか、寄附する方のほうは、勝浦のこういうものがないよと。例えば「さとふる」の上位の返礼品を見ると、勝浦の品物があります、かなり。

そういう中において、そのところで、一部の業者に偏るのではなくて、そのところを育成するために応援基金を使ってもいいのかなというふうには思います。そこで新しいもの、通常の米やお酒もあるでしょうし、勝浦の地場産品ってかなりありますので、その辺をもっと表に出るような施策をね。やっぱりこれ農林水産業が基本になってくるんだろうけど、そこでまた観光のためのものとかあろうかと思しますので、その辺をより積極的に対応していただきたいとします。市長が大分うなずいているんで、市長、何か考えたようですから、ちょっとこれに対してお答えいただきたいとします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。将来、この勝浦、ふるさとをどのようによくしていくかという話から始まり、今の御提案、大変心に落ちました。

これから、新しい産品の開発というところで、この見直しを機に頑張ってもらいたいという気持ちを大変強くしました。ありがとうございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 勝浦は1次産業のまちということで、1次産業と観光がメインのまちです。福島原発の処理水——汚染水じゃありません。処理水を流し始めて、福島だけじゃなくて、この外房地域にも、この風評というのは伝わってきているですね。

ですから、その中で、この問題にすると水産業の、そしてまた磯根漁業についても、やっぱり影響は少なからずあります、イセエビにしてもアワビにしても。そういうところを今後、漁業者の支援というところにも、私はふるさと応援基金は充当すべきだというふうに考えます。

それを含めて、お米の値段の話も昨日出ています。お米についても、私も農業をやってきましたけど、とうとう、あまりにも肥料が高過ぎて、やるだけ赤字になるんで、今年でやめることに決断しました、実は。そういうところで、もうこれ以上、お金かけられないなという部分があって、非常に自分的には心苦しいんですけど、それこそ昨日、長田議員が言ったように、親からも

らった土地を何とかしていこうという気持ちがありましたけど、なかなか時代がついていけない。そういう中において、そういう1次産業を育てるために、ふるさと応援基金は活用していただきたい。

それともう一つ、観光の中では、やはり観光客を呼んで、観光客が喜んでもらえる施設を——edenが大分、テレビでもマスコミでも、うたわれていますけど、テレビに出ると、非常にいいところですよ。ただ、実態をもうちょっとしっかりと調べた上で、この後にedenとかそういう、海中公園にしても、本当にやるべきものは何かというものをもう一度考えていってほしいなと。そこにやっぱり、やるべきところにお金をつぎ込んでいく。

私は、海中公園は海中展望塔をまず第一にこれからケアするべきだと、駐車場もそうですけどね。その辺もいろいろ考えていますので、それは今後、またいろんな場面で協議をしていきたいというふうに思っています。

ですから、今言われたこの部分については、ふるさと応援基金の活用については、十分に、まだまだこれから検討する。ほかの意味で応援基金の在り方が問われていますけど、それと別にこのことは考えていただきたいなというふうに思います。市長から答弁いただいているので、これで終わりします。

続きまして、歳出に移ります。歳出のほうは94ページ、総務費の財産管理費積立金ですね。ここに、決算書を見ると、4億6,000万円の不用額が生じています。この4億6,000万円の不用額が、不用額となった理由を説明いただくのと、あと各基金の年度末積立額についてお聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。4億6,000万円の不用額が生じた理由でございますけれども、不用額の大半が、ふるさと応援基金繰入金であります。ふるさと応援基金繰入金は、歳入として受け入れたふるさと応援寄附金をふるさと応援基金に積み立てるための歳出予算となります。

不用額が生じた理由につきましては、歳入予算であるふるさと応援寄附金の予算現額と調定額に差異が出ている理由と同様でございます。1月時点の見込額、寄附金額と3月末時点の実際の寄附金額に、約4億6,000万円の差異が生じたものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 軽込財政課長。各基金の残高ね。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。94ページ掲載の基金の残高というところで……。

2款の基金の残高でよろしいですか。お答えをさせていただきます。

まず、財政調整基金につきましては、年度末残高が9億4,401万5,574円。続きまして、減債基金が356万5,253円。続いて、ふるさと応援基金が30億3,821万4,066円。勝浦市の地方創生に係る基金、こちらが6,374万1,313円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 財調についての10億円、これは妥当な数字かなと思いますけど、ふるさと応援基金の残高30億円あるというこれは、それぞれ積み立てて、その基金から、先ほども言ったように、やっぱりこのふるさと応援基金を使うべきところに使っていくという中で、30億円あるというこれが、今後どのように活用されるかが、私は非常に大事だと思います。

そこで、残すのも確かにいいんです。残すのではなく、応援寄附者は、やっぱり勝浦で、勝浦のよいところ伸ばしてもらいたい。そして、勝浦が住みよいまちになってもらいたいという希望

は確かにあると思いますし、移住・定住関係でも、勝浦に来て、住みよさは実感して、ただ、住みづらいという方もおる。そういうところを総体的に市のほうが検証して、そこにこの基金を充当していくという部分は必要なんだろうと思います。

そういう意味からして、30億円という基金を残すんじゃないなくて、私はこの中に、これは一つの提案とさせていただきますけど、ふるさと応援基金が、この30億円が残っているのであれば、市民にもこれを平等に使うと。市民の生活の利便性を全体に、ばらまけというわけじゃありません。お金をばらまけという意味ではなくて、市民生活がよりよくなるためには、このうちの少なくとも1億円で、以前やった水道料金の基本料金の半額を補助してやれば、1億1,000万円ぐらいかかるのかな、前回のとき。1年間ですね。それにも使っていないんじゃないかなと思います。

市民の方が何を言っているかといったら、「ふるさと納税の歳入」、市民は歳入といいませんけど、「いっぱいもらっているんだよね、勝浦市は。何に使っているの」。書類を見れば分かりますよ、こういうものにいろいろ充当しているというのは。だけど、市民の方は、何に使っているのか、さっぱり分かりません。せっかくふるさと納税がいっぱい来ているのに、市はそれを何に使っているんだって、市民にも分かるようなものを出していくべきだなと。

それによって、仮にですよ。これは水道料金を以前、半年やりましたけど、やったって、それは市民へのばらまきとは違います。私はそういう全体になるような。プレミアム商品券については、これ一部の市民しか使えないというのがあるんですよ。買えない人も確かにいるんですよ。だから、それが全体に波及できるためには、水道料金なり電気料金なり、いろんな難しいところあると思いますけど、そういう、皆さんが公平に使っているところについては、ある面では、そういうものを補助するということは、私はいいと思いますよ。

給食費を無償化して、県よりも率先してやりました。それも評価されていますので、ぜひとも、そのところをもう一度考えてもらって、今年度は無理でしょけど、令和6年度には。水道についても、あと2年、3年で合併するわけですから、その間だけでも、照川市長の思いで、これはやってもらおうと、市民に非常に喜ばれると思います。やる、やらないは今、必要ありませんけど、そういうふうなことも考慮しながらやっていただければなということで、お話をしておきます。

次に、106～107ページ、総務費の空き家活用推進事業、定住促進PR事業、若者定住促進事業等の移住・定住事業について、この事業のそれぞれ具体的な内容、どのようなものだったのかということと、あと今、マスコミに何回も出ていますけど、涼しいまち勝浦のPR、これは市がお金をかけなくても、マスコミがどんどんやってくれていまして、非常にテレビの中でもやってくれて、大きいインパクトあります。

そういうものの推進の中で、この移住・定住を進めていく。先ほど言いましたけど、プラスアルファで、地震や災害に強いまちというのをPRしていく必要が、私はいいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のこれからの推進について、お伺いします。

そして、今日も台風来ていますけど、災害に強い安心・安全なまちの啓蒙をぜひともお願いをしたいなというのは、これ提案です。

そして、この移住・定住を進めるに当たっては、市のほうにバンクをつくっていますけど、この空き家バンクについても、市内の不動産屋と十分協議した上で設立されていると思いますが、今の時点だって、これはある不動産屋さんから聞いたんだけど、さっき言ったようなマスコミの報道がいっぱいあって、勝浦にはその物件とか求めてきている人はいっぱいいるんだそうです。

市の行政の窓口ではなくて、不動産屋さんのほうが、その受入態勢の窓口になっちゃっているよと。それは不動産の仕事になるからいいんですけど、物件が足りないという。物件が足りないというより、物件がないんだそうですね、あんまりね。

その物件を発掘して、空き家バンクに登録させるのは、行政、市の一つの役割もあると思いますので、その辺について今後、この不動産屋さん、今、七、八軒あると思いますし、その組合も、たしかあるんじゃないかと思いますが、そういうところと行政が定期的に今の状況を話し合っていく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺の今後の不動産屋さんの力、力を貸さんじゃなくて、まちのためにその辺を常に協議してもらいたいなと思いますが、それについては回答をお願いします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。まず、空き家活用推進事業についてですけれども、市内の空き家の利用促進による移住・定住を図るため、空き家バンク制度に賛同いただいた市内不動産業者と協力しまして、空き家情報を発信する空き家バンク制度を運用するためのものになります。具体的な支出としては、空き家バンクのシステムの借上料ですとか、消耗品といったものになります。

次に、定住促進PR事業についてですけれども、定住促進PR事業は、職員が定住促進に係るイベントに参加する際の経費でありまして、具体的にはイベント参加のための旅費やイベント参加のための負担金出展料などになります。

次に、若者等定住促進事業、移住になりますけれども、若者等定住促進事業は、一つには、若者等定住促進奨励金として、若者世帯が安心して生活できる住宅環境の確保を支援するため、夫婦のどちらかが40歳以下で、勝浦市に新たに住宅を取得した場合に1世帯につき40万円を、また新たに賃貸住宅に入居した場合に1世帯につき10万円の奨励金を交付しているものです。

また、もう一つ、移住支援事業支援金は、国・県の補助金と連携しまして、東京23区に在住または在勤の方が勝浦市に移住し、就業した場合、世帯で移住した場合は100万円を、単身で移住した場合は60万円を支給するものです。

マスコミによる涼しいまち勝浦のPRに関してですけれども、昨年から今年と、猛暑日が100年以上ないまちとして注目されまして、マスコミでも取り上げていただいているところです。

市としましても、移住促進につなげるべく、ホームページなどのPRに努めているところですが、今後も空き家バンクを増やすなどの取組や、そのほか現在の施策の改善などを検討していきながら、移住・定住に取り組んでまいりたいと考えております。

災害に強い安全・安心なまちの啓蒙活動の促進の御提案ですけれども、安全・安心を実感できるまち、災害に強いまちを目指すための取組などについても、PRできる点についてはPRしていきたいと考えております。

最後に、この事業を進めるに当たりまして、市内不動産業者との意思疎通に関してですけれども、市内不動産業者とは現在のところ、空き家バンクの登録の際に事前確認を行うですとか、登録に当たっての連絡、物件の相談があった際の依頼等になりますけれども、今後、信頼関係を築けるよう、意思疎通を図っていききたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 何点か答えがありましたけど、若者等定住事業の中で、前から言われている、

東京23区から来た場合には100万円という事業があるんですけど、これ東京23区に限り、これはある程度の縛りがあるんだろうけど、市として、その枠外にも広げてもいいのかなど。例えば横浜からとか、東京23区に限らず、勝浦市に来て、住みたい。住む場合の促進事業なんです。

そのほかにも、あとは二地域居住のために空き家バンクが、数が相当少ないらしいんですよね。二地域居住は先ほどのマスコミの涼しいまち勝浦で、勝浦に来て、夏過ごしたいよという人が相当増えてきているのは事実です。

私の友人が実は今年、来たんですよ。空き家バンクを通して借りたんです、町なかに。私も、何十年も付き合いしている人なんで、行って、「何で勝浦に来たの」といったら、もともと勝浦の人だったんだけど、「いや、本当にマスコミで言っているほど、昔いたけど、本当に涼しいんだな」と、東京の方ですけどね。で、夏休みというか、子どもはいないけど、自分たちの休みのときには、旅行に行くより、勝浦に来たほうがいいよと。飯もうまいし、ここで一定期間いてリフレッシュして帰るんだという話をしている、わざわざ1年間、もう空き家を借りちゃったんですよ。まあ、お金あるからいいんだろうけど。

そういう方もいますので、二地域居住ももっと進めて、前段者も話をしていますけど、二地域居住というのは、市の経済活性化にも非常に役立つものだというふうに思いますので、その辺をもっと進めていただきたいなというふうなことです。

その点について今後、また新たにこういうふうにしていきたいという思いがあれば、お聞きをしたいと思います。

あと、災害に強いまち、先ほど私、地震の例を出しましたけど、岩盤が勝浦は強いんですよ。そここのところは地質学的なものをちゃんと検証して、どっかの大学の地質学でもいいですし、教授に聞いてもいいですから、それを確立した上で、宣伝していくということが一つの本当に強固なものになると思いますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それとあと不動産業者の方との、これは定期的に、状況が日々変わっていますので、半年に1回とか、定例会みたいな懇談会でも懇親会でもいいと思いますので、そういうものを、かしこまった形じゃなくて、柔軟な形で、そういう意見交換会をぜひとも行っていただきたいんですが、したほうが良いと思います、それについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。二地域居住の件でございますけれども、そちらに関しては今後、空き家バンクの登録成約について、件数を増やせるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、定期的に不動産業者と話し合ったらどうかという御提案ですけれども、そういった空き家バンクですとか不動産の住宅の関係で話し合いが必要ということは、確かにおっしゃるとおりなので、今後、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは最後に1点だけ、126ページ、移動市役所設置事業から2点出してありますが、1点だけ伺います。

一昨年、私、まだ議員3期目のときにも質問していますが、移動市役所はアナログなんです、いまだに。そこは時代に合わせて、デジタル化が推進できないのか。いわゆる住民票を取るにしても、今はコンビニで取れるようになってはいますが、私が住んでいる上野地区にはコンビニあ

りませんから、農協のところへ来て、2回行かなきゃいけない、何か取りにね。

そこで、デジタル、今の通信技術を使えば、多少お金がかかるかもしれないけど、機材を積み込んで、1回で終わるといふかね。そこで発行できる証明書等ができると思うんですけど、コンビニでやっているわけですから、機材さえ組み込めば。そのところを積極的に今後考えてもらいたいなど。

これ、私、恐らくこれで3回ぐらいは質問しているんですけど、いかがでしょうかね。ここのデジタル時代に合わせた即応体制。移動市役所を使っているのは、やはり高齢者の方というか、移動手段が少ない方が使っていると思いますので、その辺を含めて、これは高齢者対策、対応も含めて、ぜひともお願いをしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。移動市役所につきましては、電子機器を積んでの運行などデジタル化について、内部で検討した経緯はございますが、セキュリティー環境の整備や、情報通信における専用無線回線確保などが必要であり、コスト面が課題となることから、現在では導入は困難であると考えております。

現時点でのデジタル化が困難であることへの市民の利便性の向上対策として、住民票やその他証明書の交付に限って申し上げれば、本年2月からコンビニエンスストアでの交付を開始したほか、現在、市内一部の郵便局でも交付できるよう、交付機であるキオスク端末を郵便局内へ設置することについて、郵便局と協議を行っております。

議員から御指摘のありました、住民票を発行してもらうのに2回足を運ばなければいけないということにつきましては、現在でも、電話による予約を受け付けております。電話を前日、あるいは午後の便であれば、午前中までにいただければ、即時で発行できるような体制はとっておりますので、このことを、市民の周知が足らないのであれば、いま一度、移動市役所の利用方法や取扱業務を周知してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 残りは決算委員会のほうに引き継ぎます。ありがとうございました。

○議長（佐藤啓史君） 午後2時10分まで休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから決算につきましては5件、よろしくお願いします。

まず、歳入であります。29ページ、13款の分担金及び負担金、民生費負担金の中で、一時預かり事業負担金、それと病後児保育事業負担金、時間外保育事業負担金というものがございます。

これは多分、認定こども園の事業だということで、ちょっと歳出のほうを見ますと、明瞭なものがなかったもので、歳入のほうで、この事業の内容等につきまして、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず、一時預かり事業でございますけれども、令和4年

度は勝浦こども園で実施しております。利用の仕方としまして、一般型の一時預かり事業と幼稚園型一時預かり事業がございます。

一般型の一時預かり事業につきましては、まだ保育所等に入所、入園していない小学校就学前の児童が、保護者の一時的な理由、緊急的な理由、また、保護者の育児の負担を軽減するという理由で、勝浦こども園を利用して、一時的に保育を行う事業でございます。

幼稚園型の一時預かり事業につきましては、勝浦こども園で1号認定、幼稚園型の認定を受けている児童が、午前8時から2時までの認定時間を超えて、一時的に保育が必要な場合に、一時的に預かる事業となっております。

次に、病後児保育でございますけれども、病後児保育のほうは、こども園に入園している児童であって、病気の回復期にあつて、集団的な保育を受けることが困難であるけれども、医師が、病後児保育の利用であれば適当と認めた児童が、受ける事業となっております。

次に、時間外保育ですけれども、こちらは勝浦こども園と各保育所、上野・総野の保育所で行っているものでありまして、午前8時から4時までの短時間の認定を受けている児童が、その認定時間を超えて、保育を利用する場合の事業となっております。

利用者数につきましては、一時預かり事業の一般型が延べ430人、幼稚園型の一時保育利用が延べ249人、病後児保育につきましては、令和4年度の延べ利用人数は2人、時間外保育につきましては令和4年度、勝浦こども園が延べ75人、上野保育所が47人、総野保育所は利用なしでございました。

また、費用負担でありますけれども、一時預かり事業一般型のほうは、3歳未満児が1時間350円、3歳児が1時間200円、4歳児以上が1時間150円で、食事を提供した場合はプラス300円となります。

また、幼稚園型の場合は、30分当たり50円、病後児保育につきましては、利用5時間までが500円。以降、1時間刻みで100円ずつプラスとなる費用になっております。

時間外保育につきましては、利用30分当たり50円という費用負担で、全ての事業で、住民税非課税世帯は無料となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。詳細にすみませんでした。

この中で、病後児保育が年間で2というところなんですけど、認定こども園ができて、新しい制度ということでもありますので、実情に応じて、この数は数だなという気はしますけども、今後やっぱり利用者のほうについてのニーズを把握しまして、それに対応することで、やっていただきたいと思っております。分かりました。

次に、68ページ、諸収入、雑入、商工費雑入のプレミアム付商品券余剰金というのが46万6,250円となっておりますが、この内容についてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このプレミアム付商品券の余剰金46万6,250円でございますが、これにつきましては、令和4年度に発行いたしましたプレミアム付商品券の売れた枚数のうち、使われなかった枚数が1,119枚ございまして、その使われなかった分のうち、プレミアム分を除いた額を雑入として受け入れたものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 余剰金ということで1,119枚、使わなかったということですよ。この前も私、一般質問のほうで、プレミアム商品券を平等にということで、答えはいただいたんですけども、5万円で6万円、最高でいきますよというところであって、1,119枚売れ残っていますよということであれば、すごく価値がない。6万円使うところを5万円しか使ってないというような売れ残りが残っているというのは、少し努力が足りないんじゃないかと思います。

そうなってくれば、その期限の中で、そういう残らないような何か施策、今回、少し商店街のほうで、こういうバザーをしますとかそういうことで、商品券を持っている人については優遇するとか、何かそういうことで価値を出さないといけないのかなという。ちょっと余剰金って何かないかと思ひまして、質問しました。市民に有効な商品券というようなことで、また、やっていただきたいと感じます。分かりました。

それで次にお願いします。今度は歳出のほうでお願いします。

347ページ、教育費です。小学校費、教育振興費、各小学校教育振興費の中の17で備品購入費ということで、図書購入費が、各小学校がおおむね19万5,000円、支出しています。この支出の内容についてお願いしたいんですけども、まず、各学校の児童数、それと1人当たりの図書購入費、図書の種類、これをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。17. 備品購入費の図書購入の内訳ということで、まず令和4年度の各学校の児童数を申し上げますと、上野小で84名、興津小24名、勝浦小252名、豊浜小31名、総野小50名であります。

これを予算額と1人当たりの購入という視点で見ますと、上野小では2,345円、興津小では8,125円、勝浦小では1,785円、豊浜小では6,290円、総野小では3,900円となっております。

この1人当たりの視点で見ますと、確かに学校間に差があると感じるかもしれませんが、このことにつきましては、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準というのがありまして、国から示されている学校図書館図書標準に基づきまして、学校の学級数で、必要な冊数が決められております。

そこで、各学校では、予算の範囲内で、毎年それぞれの実情に応じた書籍を購入しているところで、図書の更新を進めながら、子どもが進んで読書に親しむ環境づくりをしております。

なお、購入している書籍の種類につきましては、児童書、絵本、その中には小説、物語、伝記、あと図鑑、漫画事典セット等、それぞれの学校で、購入する書籍が違ってまいります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。ありがとうございます。

私は、この19万5,000円というのが、大体同じ金額ですよということであれば、あれっと思ったところがあります。やはりそこは平等に各小学校に分けているのかなと思ったんですけども、児童数から見れば、単価が違うというところ。それと買っている本が、今の話ですと、違いますよね。各学校によって違うよというところがございます。

私は前から思っていることは、今の人口減少というところもあって、小学校、今、5校あります。これはどうか、私は同じ教育水準というのは、勝浦市の子どもたちは同じ水準がいいのかなというのが、常々私は思っているところです。

そうした場合に、この人数がばらけているのがいいのかどうか。特色のある教育ですよというような言い方があるんですけども、この人数からして、もしかして、もう少し節減の方法というのはあるのではないかと。ばらばらの本を買って、平等な教育じゃないですよ。

そうなってくると、それぞれに各学校で、違った教育をしているんじゃないの。それだったら、もっと違う方法があるんじゃないのというような、ちょっとそこは考えていただきたいということで、経費節減の方法とかそういうものが、もしありましたら、お示ししていただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。今、議員のおっしゃることは経費節減ということで、図書の使い方の工夫ということで、よろしい……。

○4番（長田 悟君） 全体的な、図書の格差をなくそうということで。

○学校教育課長（森 庸光君） では、図書購入費の経費節減の方法ということで、今、何かということでありましたが、先ほども申し上げましたとおり、図書費の予算については、国が定める基準というのがありまして、子どもたちに充実した図書館づくりという視点から、何とぞ図書費の予算確保については御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。私も慎重に進めなければいけない項目が多分あると思いますので、教育関係につきまして、私は本当に平等な教育環境ということは、勝浦市そんなに大きい市ではないです。小島もないし。そういうところ、小さいところなんですけども、集団生活ができませんよとか、山があつて海です。それは分かりますけども、やはり平等な教育というのは一番、勝浦市にはいいんじゃないかというようなところがありまして、これ、よろしくお願ひしたいということで、終わりにしたいと思います。

続きまして、令和4年度決算に関わる主要施策の成果に関する説明書、この中の8ページなんですけども、この中は、特別会計決算状況というところがございます。

この中で、ちょっと目立ったというのがありまして、国民健康保険事業の比較のところなんです。差引額と前年度との比較の中で、国民健康保険につきましては、マイナスの8,092万6,348円。

それと大きなところで介護保険、これがマイナスの2,203万6,283円と、前年度と比べて相当このマイナスが大きいというところ、ちょっと目につきました。

これについて、前年度と比べて、差引額が大きいんですよということになってくれば、収入が多いのか。支出が多いのかとか、そういう何か要因があるのかなという。午前中も、介護保険で聞きましたけども、同じようにこの3年度と比べまして、国保また介護のほうについてのこの差、この差の内容についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。令和4年度国民健康保険事業勘定の歳入決算額は26億1,437万450円。令和3年度の決算額と比較して、1億3,615万2,090円の増加となりました。

歳出につきましては、4年度決算額25億6,519万6,589円、令和3年度決算額と比較して、2億1,707万8,438円の増加となっております。

歳入歳出いずれも、前年度を上回る決算額となっております。

4年度の歳入歳出を差し引いた実質収支は、4,917万3,861円となりました。

この4年度実質収支から、3年度実質収支1億3,010万209円を差し引いた単年度収支が、8,092万6,348円の減額となったものであります。

この減少した大きな要因は、令和4年度中に1億170万2,000円を国保会計の財政調整基金に積立てを行ったため、実質収支が減少したものであります。

端的に申し上げますと、令和2年度、3年度の余剰金を、4年度で財政調整基金に積み立てたということになると思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えいたします。私のほうは、介護関係の特別会計のほうについて御説明させていただきます。

令和3年度と令和4年度の比較で、決算の差引額が2,203万6,283円減となったことの原因ということでございますが、まず歳入について見てみますと、令和4年度決算額23億5,807万1,493円となりまして、令和3年度の決算額と比較いたしますと、1,501万5,317円の増でございます。

歳出につきましては、令和4年度決算額23億1,723万1,169円でございます。令和3年度決算額と比較いたしますと、3,705万1,600円の増と、いずれも前年度を上回る決算額ということになっております。

次に、決算の差引額を見ますと、令和4年度決算額4,084万324円に対しまして、令和3年度決算額6,287万6,607円でございます。議員御指摘の2,203万6,283円の減額となっているところでございます。

この決算差引額を見させていただきますと、令和3年度6,287万6,607円でございますが、このうち、既に次年度に返還をするということが決まっている金額が2,655万2,881円含まれておりますので、こちらのほうを差引きさせていただきますと、3,632万3,726円。

同様に、令和4年度繰越金の4,084万324円のうち、既に返還が決まっております1,062万8,781円を差引きさせていただきますと、3,021万1,543円となります。

この2つの差引きということになりますと、611万2,183円となりまして、実際の差は600万円程度というところでございます。

3年度と4年度の大きな差はございますけれども、その大部分というところは、その中に含まれます翌年度返さなければいけない繰越金に含まれる返還金の額によるものというふうに認識しております。

また、午前中にもお話しさせていただいたんですけれども、各年度の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、中止もしくは縮小させていただきました一部の事業を除きまして、第8期介護保険事業計画に沿って、おおむね計画どおり実施されておりますので、歳入歳出ともに、問題は特にないというふうに認識しているものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。介護保険のほうにつきましては分かりました。

あとじゃ、国保のほうで1件だけ。国保のほうも計画あるのかどうか。もし、ないとしましたら、当初予算と、これからのものについての今回の課長の評価というか、どういうふうな形が考えられるか、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、4年度中に1億170万2,000円を国保会計の財政調整基金に積立てを行ったところでございます。この積立てにより、国民健康保険事業勘定の財政調整基金の令和4年度末残高は2億175万7,769円となっております。

今後、この基金は、県に支払う国保事業費納付金に対し、保険税で賄う部分に欠損が生じた場合や、被保険者の国保税負担増対策などに活用していきたいと考えております。

高齢化により、被保険者数は減少していくものと思われませんが、一方で、医療の高度化と、新型コロナの5類移行による受診控えの解消などに伴い、医療費は年々増加しています。依然、不透明な財政状況ではありますが、収入の確保、保健事業の充実などにより、一層堅実な事業運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは、議案第43号、決算認定について、決算全般について伺いたいと思います。ですので、決算書のページ数は指定はございませんが、令和4年度決算に関わる主要施策の成果に関する説明書7ページなのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

まず、市財政におけるいわゆる義務的経費、人件費と扶助費と公債費の合計額の直近5年間の推移について伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。平成30年度から申し上げます。平成30年度におきましては、義務的経費合計で、36億4,913万円です。平成31年度、37億29万1,000円。令和2年度、38億8,795万1,000円。令和3年度、44億1,680万9,000円、令和4年度、40億6,632万円。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに、戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 義務的経費について伺いました。勝浦市の人口は、御存じのとおり減り続けています。しかしながら、義務的経費、人件費と扶助費と公債費の合計については、これまでこの10年間、30億円台で横ばいをしていたわけです。これは、人口1人当たりの負担は増えているにも関わらずということになるのかなというふうに思います。

この令和元年度以降は、義務的経費は増加傾向にあるというふうに思います。今、御説明いただいたとおり、10年以上、維持してきていた義務的経費30億円台のラインを突破して、令和3年度決算では44億円、令和4年度決算では40億円台ということになっています。

令和3年度に比べれば、それぞれ若干減っているのは、評価すべきところかなというふうにも思いますが、こうした義務的経費に加えて、これまでになかった、例えば水道事業会計への繰り出しであるとか、給食費の全額補助等も含めて、経常的経費として積み上がっていくというふうに理解をしています。

実質的な経常収支は、今後も悪化していくのではないかとというふうに懸念をするわけですが、まず担当課長から、この点について御見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。ただいま申し上げました義務的経費合計金額のうち、令和4年度におきましては、まず人件費が19億2,384万3,000円、扶助費が12億1,374万

6,000円、そして公債費が9億2,873万1,000円という内訳でございます。

このうち公債費につきましては、平成24年度～25年度に行いました勝浦中学校体育館をはじめとした改築、ほかの小学校の体育館の改修等も含めまして、その起債の償還が本年度をもって終了となります。でありますので、公債費につきましては、令和5年度がピークで、以降、減少傾向にあると見込んでございます。

扶助費につきましても、令和3年度が14億5,505万5,000円ということで、減少傾向になります。また、人件費につきましても、微減の中、今後の需要といたしますと、今後、退職手当負担金が生じてまいりまして、増加も予想されております。そういう中で、義務的経費は総じて微減の方向で考えてございます。

ただ、決算額ベースですので、これに充当する一般財源としますと、決算額が減りつつ、一般財源の充当額が増えている傾向でもございますので、私の考えですと、社会全体がこの辺、特に扶助費につきまして一般財源化されているということで、その分、特定財源が減って、一般財源は増えている関係で、一般財源の充当額が増えていると見込むところでございまして、経常収支比率といたしますと、かなり厳しい状況が続く中、目標としますと、令和3年度の91.9%に向けて、物件費の抑制を含めて今後、努めてまいりたいと、このように考えてございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 丁寧な御説明をいただきました。ありがとうございます。

経常収支比率が90%台で高止まりをしている中で、なかなか新しい事業に予算を充てづらい状況が続いていくことが、今後も想定されます。

令和4年度決算においては、最終決算額が前年度比約40%アップで、187億6,326万円ということになって、勝浦市政上でも恐らく最大規模の決算額になったのかなというふうに思います。

もちろん、大きな要因はふるさと納税関連と思うんですけども、質問としては、こうした予算規模について、これが本当に勝浦市の財政規模に見合ったものなのかということ。ここ数年の経常収支比率の高止まりも加味した上で、今後もこうした予算規模を維持していくことが、そもそも可能なかどうか。もちろん、ふるさと納税の推移によるものでもあると思うんですけども、それも含めて、改めて市財政全体の今後の展望と、あるべき姿について、担当課長から御見解を伺いたいというふうに思います。

その上で、市長にもお伺いしたいのですが、市長となられて、市長の公約実現に当たっては、市財政の状況を正しく御理解いただいた上で、実現検討いただくことはもちろんですけども、これまでの同僚議員からの質問でもあったとおり、厳しい状況だからこそ、時代を読んで、10年後、20年後を見据えて、先進的な事業であったり、未来に向けた投資については、果敢にチャレンジをしていただきたいというふうに思います。

これからのそうした市の財政状況を鑑みて、次世代へのツケ回しにならないような財政をやっていかなきゃいけないということも踏まえて、令和4年度決算を受けての来年度の予算編成に向けて、どのような方向性が現在あるのか。もし、その見解があれば、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。初めに、軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。まず、歳出決算規模でございますと、187億6,000

万円余りとなりましたけれども、これは、ふるさと応援寄附金55億4,000万円余りによるところが大きいわけですが、歳出決算では、ふるさと応援寄附金を一旦ふるさと応援基金へ積み立てた上で、必要な事業費を繰入れまして執行しておりますため、このうち少なくとも、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業費、令和4年度ですと31億8,300万円余りは、基金からの繰入金を財源として計上しておりますため、これを重複として捉えた場合は、実質的な、純粋など申しますか、その規模といたしますと155億8,000万円余りとなると考えてございます。

それにいたしましても、この額は5年前の平成30年度の歳出決算のおよそ96億円の1.5倍以上となっております。あるべき財政規模というのは、数字的にはどの程度ということは難しいですが、膨らんできていることは事実でございますので、この状況下での対応、運営に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、財政規模を比較するに当たりましては、予算額ですとか決算額で比べる方法、見方もございますが、これには国庫補助金ですとか地方債など特定財源が含まれておりますため、各年度によってばらつきがございまして、単純に比較することは難しいとされております。

そのため、補助金などの特定財源を控除いたしまして、普通交付税など比較的、変動が少なく、毎年ほぼ一定の金額で入ってくる経常一般財源との見込額、標準財政規模と申しますけれども、これをもって補足する方法もとられていると、このように承知しております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。大変大きな、今の御質問の内容だというふうに理解いたします。

まずは、1年終わって初めての決算であります。この決算を分析して、次年度、どこが改革できるのか。それを見極めて、もし、できることならば、改革の視点をはっきりとお示しできれば、よろしいというふうに思っています。

予算編成する段階での予測困難、これは多分にあると思います。不用額が発生した状況、その理由を的確に分析しまして、問題点、改善点を抽出していきたいというふうに思っております。

予算の見積りは可能な限り精緻に行い、適正な予算執行につなげてまいる必要がありますので、こうした対応を図り、限られた財源を有効に活用してまいりたいと考えます。

非常に大きな質問に対して、具体的な見解を申せないわけですが、このような道筋で取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは私のほうから、議案第43号、決算のほうから4点ほどお伺いをさせていただきます。

決算書の106ページ、空き家活用推進事業についてお聞きをいたします。こちら、予算では空き家活用奨励金30万円が計上されておりますが、令和2年、令和3年、令和4年と、この奨励金が使われておりません。ということは、この空き家バンク制度、この金額を含めての見直しが必要ではないかと思っております。こちらについてのお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。空き家活用奨励金についてで

すけれども、まず空き家バンク制度ですが、こちらは、市で空き家情報をホームページに掲載しまして、そこに所有者が物件を登録、利用希望者が閲覧し、希望が合う物件があれば、マッチングするというものでございます。

空き家活用奨励金につきましては、空き家バンクに物件登録をして、利用希望者との間で賃貸借契約が成立した空き家所有者に対して、奨励金10万円を交付するものとなっております。

令和2年から令和4年度、賃貸物件の成約がなかったことにより、空き家活用奨励金の活用が、確かにありませんでした。

令和5年度は賃貸物件成約があり、今、1件、奨励金が活用されているところなんですけれども、空き家バンクの賃貸物件増加をするために何が有効か検討しまして、制度の見直しも含めて、今後、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） やはりこれは見直しをしていただきたいなと思っております。

市内に、確かに空き家は大変多くあると思っております。企画課のほうで去年というか、空き家の調査を詳細にしたかと聞いておりますが、それについて、市内にある空き家と、それから国勢調査によつての数もあると思っておりますので、その辺、空き家の数について詳細な情報をお知らせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。先ほど生活環境課長からも、特定空家の関係で答弁がございましたけれども、今の御質問で、一般的な空き家というところでお答えいたしますと、令和2年度の国勢調査で空き家と判断されたものが、2,000軒以上ありまして、令和5年2月から5月に、企画課だけではなくて関係各課で、現地確認等を行いまして、令和5年5月末日現在では、その現地確認の結果、空き家の数は1,200軒程度として、今、把握しているところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） 1,200軒の空き家が市内にあるということで、この1,200軒あるんですが、空き家バンクに登録されているのは、恐らく10軒ほどだと思います。ということは、1,200軒のうちたった10軒しか空き家バンクに登録されていないということは、例えば地方の方が勝浦に来たい。空き家を探しているといったって、空き家バンクのほうに物件がないということになります。

ということは、今、言ったように空き家バンクのほうに登録していただくための何かしらの施策がなければ、借りたい人がいても、貸す物件がない。こんなチャンスロスはないと思いません。

ですから、この奨励金の10万円、これが多いか少ないかの議論はどうかと思いますが、例えば10万円であったら、今、例えば空き家があつて、中に荷物がある。あるいは中をリフォームしなきゃいけないとかあれば、10万円ではとてもできません。せめて、もう少し金額を上げていただかなければ、やる気になる方はいないんじゃないかと私は推察しております。

この辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。既存の住宅を生かすために、空き家バンクへの登録物件を増やすための取組につきまして、重点的に進めていきたいと考え

ているところですが、これまでの取組で、確かに満足のいく件数が確保できないというところがございます。それについて検討を今後していきたいと思うんですが、ほかの自治体の例を参考にしまして、本市にとって、どういった施策が有効か活用しまして、議員のおっしゃったリフォームや家財処分の関係も含めて、随時検討し、取り組んでいければと考えているところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） ぜひこちらは検討、分かるんですが、もう早急に手当てをしていただいて、一軒でも多くの物件が空き家バンクに登録できるように、早急な手当てをしていただきたいと思います。

それで、次の質問に移ります。168ページ、高齢者配食サービス事業501万6,500円、こちらなんですが、予算のときよりも件数が非常に伸びているように思います。

こちらのほうが、利用者が増加しているこの要因について、一体どのような原因が考えられるか。要因があるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） 高齢者配食サービスの伸びということで、利用者の増加の要因ということについて、お答え申し上げます。

高齢者配食サービスの利用者が増えた要因といたしましては、全体としては勝浦市の高齢化によるものというふうに考えております。例を申し上げますと、65歳以上で、かつ単身の世帯というものが、令和2年4月1日の時点で2,048名の方でいらっしゃいました。これが令和5年、3年後ですけれども、令和5年4月1日で比較しますと、2,198人ということになっておりまして、3年間で150人増加というところがございます。このような高齢者単身世帯の増加が、配食サービス利用者の増加につながっているものと考えております。

また、ケアマネ部会や各種相談、訪問の際におきまして、市担当者からも周知を徹底しておりますので、こちらの要因も増加の一つというふうに考えております。

ただ、この配食サービスの利用によりまして、高齢者への見守りの要素というものが加わりますので、そういった面ではプラスの効果もあるというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。高齢者の増加が原因であるということではありますが、一つには高齢者が増えたこともありますでしょうし、ケアマネさんからの御紹介もあるということもありますが、やはり1人で御飯を食べるのにつくるのが大変だということも、私は大いに要因があるのではないかなと思っております。

それで、この配食サービスなんですが、見守りも請け負っておられると思います。この見守りサービスなんですが、今までこの見守りサービスをしていて、配達に行った方が、例えば異常があったとか、そういったような報告はどのくらいあるのか。そして、その内容についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） 令和4年度、配食サービスにおける業者のほうからの連絡事項、申し上げます。全体で21件ございました。

主なものを申し上げますと、自宅の中にはいらっしゃいましたけれども、どうも体調が悪い

ようだという報告が10件、配達時に本人が見つからないというところが4件、その他いろいろありまして、全体として21件ございました。

全ての案件につきまして、ケアマネですとか市担当職員が訪問、電話連絡等で安否を確認して、その日のうちに全てきちんと対応しているということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。見守りサービスで21件の、見つからなかった、あるいは調子が悪いというような報告に対して、その日のうちに対応していただく。大事に至らなくてよかったなというのが一番でございます。

この配食サービスなんですけど、昨今の値上げの影響は、恐らく業者さんを直撃していると思います。人件費、食材費、そしてガソリン代の値上げ、そういうのが続いていると思います。業者さんが一生懸命こう、努力をしてやっていただけると思うんですが、先週ですか、広島の方で、大きな配食サービス会社がいきなり営業をやめてしまいました。

違ったあれなんですけど、勝浦にとっても、見守りサービスのあるこの配食サービスは大変重要なものであります。例えば業者さんがぎりぎりまで我慢して、いきなり「もうできません」と言われたら、恐らく次を見つけるのは大変だと思います。

これを、向こうから言ってくるのを待つのではなく、例えば業者とも連絡をとっていると思いますが、例えば「どうですか。価格のほうで大変な思いをしていらっしゃるんじゃないか」というような積極的な関わり方をしているのかどうかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えします。現在、配食サービスを実施している事業所は、2か所ということでございます。

事業実施に当たっての情報交換につきましては、日々行っているところでございますが、費用に関する話合いとしての場合は、現在のところ設けているところではございません。

議員御指摘のとおり食材費、燃料費、人件費等、全ての費用のほうが増え続けているということは、勝浦市においても当然、発生していることでございますので、今後は、業者のほうと話合いの場を設けることも検討して、突然の事業撤退に備えたいというふうにご検討しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） これからも勝浦市、高齢者、増えていくと思います。本当にこの事業は大切な事業でございますので、話合いの場を積極的に設けていっていただきたいと思います。

では続きまして、169ページ、高齢者タクシー利用助成事業についてお聞きいたします。高齢者タクシー券の申請数及び実際の使用数はどのくらいになっているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えいたします。高齢者タクシー券の申請数、実際の使用数ということでございますが、高齢者タクシー利用助成事業でございますが、満80歳以上及び満75歳以上で、運転免許証を自主返納された高齢者に対し、料金の一部を助成する事業で、令和2年10月から事業を実施しております。

令和4年度、昨年度より、デマンドタクシーでの利用も可能とし、1枚400円の券を1人当たり最大で24枚交付しているところでございます。

まず、対象者についてでございますが、80歳以上の人口は、令和3年度の2,580人に対し、令和4年度が2,636人ということになりましたので、56人増加しております。

そのうち、申請者数につきましては、令和3年度の705人に対し、令和4年度が807人となりますので、102人の増ということになりました。

80歳以上の人口に対する申請率は、令和3年度の27.3%に対し、令和4年度が30.6%となりますので、こちらも3.3%の増ということになります。

発行枚数で申し上げますと、全体で、令和3年度、8,084枚なんですけれども、令和4年度のほうで枚数が倍になっておりますので、8,084枚を承知した上で、倍をして、1万6,168枚と。令和4年度が1万8,850枚ですので、令和3年度の倍の数との差で申し上げますと、2,682枚の増と。

利用枚数につきましても、令和3年度、純粋な枚数は5,079枚なんですけれども、令和4年度の対比のために2倍をさせていただきまして、1万158枚。令和4年度が1万2,723枚ですので、2,565枚の増と。

発行枚数に対する使用率につきましては、令和3年度62.8%に対しまして、令和4年度が67.5%になりますので、4.7%の増ということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） やっぱり利用する方は年々増えていらっしゃるということで、この事業も大変重要な事業かと思えます。

ですが、なんですね。対象者数と実績で、予算でのこれ、見直しが必要なのではないかなというふうに数字を見ていて思ったんですが、これについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（君塚恒寿君） お答えします。高齢者タクシー利用助成事業につきましては、令和2年10月からの実施ということでございまして、実施に当たりまして、対象者全体の40%の方が利用するということを前提に、予算計上が行われております。

しかしながら、現状では申請率が30%ということでございますので、決算におきまして、不用額が大きくなってしまうということになりますので、令和4年度におきましては、3月定例市議会において、282万7,000円を補正予算により、減額をしているところでございます。

令和3年度、今回、令和4年度と2年間の利用状況が判明いたしましたことから、引き続き高齢者の方への周知を行うことで、利用者の増加に努めつつ、実態に合った予算計上となるよう検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） 今、詳しく数字を出していただいて、ありがとうございます。不用額が出ないように、ぜひここはきっちり数字を出していただいて、この事業を継続させていっていただきたいと思えます。

では次の質問で、321ページ、消防費、防災行政無線整備・管理事業について、お聞きいたします。今日もだったんですが、朝、防災無線が入りました。私の住む沢倉の地区でも、防災無線が聞こえないというお話をよく伺います。

お話を伺うたびに、担当課にはお話をして、対応していただいておりますが、昨日も課長と係長2人で、聞こえないと言われた地域に行っていただきました。そのおうちの方にお話を直

接聞いただきましたが、聞こえないんだ。全く聞こえないんだというふうな話がありました。恐らくそれは沢倉だけではなく、ほかの地域でも起きていることだと思います。

この放送が聞こえないということは、先月か、ハワイのほうで大きな火災があったときに、防災無線がなく、たくさんの方が火災に巻き込まれてしまいました。

勝浦の場合も、いつ大きな地震が来て、大きな津波が来て、その情報が入らなかったときに、聞こえなかったときに、避難が遅れる場合も多々あります。そういうことも考えますと、聞こえない地域が1か所でもあってはいけないと私は思っております。

この聞こえないという要望、あるいは話が各地域から上がっていないわけではないと思うので、どのくらい上がっているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。防災行政無線につきましては、国がアナログ波の発信を停止し、デジタル波への移行を行うことから、市では令和元年度より、防災行政無線のデジタル化改修事業を実施してまいりました。

この改修事業において、市内各所に設置してある屋外拡声子局を改修する上で、原則、同一の場所に同規格のスピーカーを設置することとし、放送音が到達する区域が、改修事業実施前と同じ区域となるよう進めてまいりました。

一方で、屋外拡声子局の改修に当たっては、地権者の同意が得られない。また、工事車両が進入できない場所では、柱の強度基準強化により、部材の重量が増し、人力による部材の搬入が困難となり、従前と同じ場所に屋外拡声子局が建てられなくなるなどといった事案も発生しました。

このため、このような箇所には、隣接地域の屋外拡声子局に大型スピーカーを設置し、この区域をカバーするよう努めたところであります。このように、屋外拡声子局の統廃合を行った区域の一部では、改修後、放送音が小さくなった。聞こえづらい等の声があり、改善の要望がございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） どのくらいあるかというのは、また難しい問題かと思いますが、私が聞いている話であっても、あちこちで、聞こえないという話を聞いております。

こちらについて、昨日は一緒に行っていただきましたが、要望があったときに、そういう話があったときには現地調査等をしていらっしゃるのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。放送音が小さくなった。聞こえづらい等の声をいただいた際には、職員が現地に赴き、御本人等から状況等を確認しております。

皆様、当然のことながら、防災放送等が聞こえづらいことによる不安感を強く抱いていらっしゃいます。

したがって、皆様が安心・安全を実感できるよう、放送音が聞こえづらくなってしまった区域の解消に向け、早急に取り組んでまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。早急に実施していただくということでございますが、地震はもう、いつ来てもおかしくないと言われております。今、来ても、あした来てもおかしく

ないような状態です。

ということは、早急にとおっしゃいますが、もう年度内、あるいはもう1日でも早くというような考えをお持ちいただいて、この問題には早急というのではなく、すぐに、もう動いていただくというような考えで、対処していただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 午後3時20分まで休憩します。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） それでは、私から通告に従い質問いたします。

まず、47ページのU I Jターンによる起業・就業者等創出事業補助金について、1,020万円、この件についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。市では移住支援金として、東京23区に在住または在勤の方が勝浦市に移住して、就業・テレワーク・起業等をした場合、移住支援金を支給しております。

本補助金はこの移住支援金に対する補助でありまして、財源として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

令和4年度は、移住支援金の支給が18件で、1,360万円となりましたので、その75%の1,020万円の補助を受けているものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 今の中で、前々から私もこの移住、23区の問題は、ほかのところから、これはこれとして23区の問題であるんですけど、今回の議会でも、さんざんこの移住・定住の問題、当然、107ページの移住・定住の問題、若者の移住・定住も踏まえて、この辺の、勝浦に住まわせたい。住んでいただきたい。

気候の問題は確かに若者にもあるんですけど、特に年取られた方々がこの勝浦に移住してきたい。そこには、先ほど来から物件数の問題等もあります。そして空き家の問題も、1,200軒とか言われていますけど、その辺での、18人の予算づけに対して、どういう人たちが来ているのか。例えば年取られてリタイアした人たちがここに住んでいるのか、その辺、お聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和4年度に関しましては、世帯と単身おられますけれども、リタイアの一手手前といいますか、テレワークによる移住が、件数としては多くなっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） そのテレワークの人間は、こちらに当然、住所を移しているから、補助金もらっているんですけど、18件というものは勝浦の人口割合からいっても非常に多くあるんですけどね。確かにそこで、先ほど来の前段者の問題から、空き家をどう活用するかが、18軒ぐら

いなら、どうにでもなる話なんでしょうけど、多くの人間を取り入れるために、空き家の補助の問題をどうしていくか。

この人たちはテレワークで仕事しているから、ある程度の中で仕事されての、空き家を使いながら移住している問題あるんでしょうけど、ほかの人たちの仕事の問題ですよ。仕事をどのようにしたら、ここに住んでいただけるかも必要だし、ただ、空き家を活用するに当たって、それに伴う子どもの教育から仕事の問題からを、市のほうの施策でも、この決算を踏まえて打ち出して行って、そこにどう迎え入れていくかが必要ではないかと思うんです。

そこで、職員も市外から通われている中で、一宮町では相当の人たちが住まれている。それは私も理解するところあるわけですよ。付き合ったり、いろんな人間います。そこで、あそこからは電車というか、JRで勤め行くことも、また仕事としてもいいわけですよ。

勝浦の場合、ここから千葉まで通っている人たちいます、私の知っている範囲でもですね。そういう中で、その辺の施策的な展開も伴って、この移住・定住の問題を処理していかなければいけない。それに伴って、107ページも一緒にやっちゃいますけど、若者の定住促進事業に関する1,920万円、この問題もどのように扱っているのか、これをお聞きしておきます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。

○議長（佐藤啓史君） ページ数、107ページ。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） はい。申し訳ございません。

若者等定住促進事業ですけれども、こちらのほうは、若者等定住促進奨励金と移住支援事業支援金がございます。若者等定住促進奨励金につきましては15件で560万円。内訳としまして、住宅取得奨励金が12件で、500万円。賃貸住宅入居奨励金が3件で、60万円となっております。

移住支援事業支援金のほうは、先ほども出ましたけれども、18件で1,360万円。世帯が7件で700万円、単身が11件で、660万円となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに若者の場合も、12件は500万円いただきながら、そこに住まわれ、3件は賃貸で、3で割ると20万円とかになるんです。ここで、これも23区からの受入れなのか。あるいは、前々から私も言ってきたように、前段者の鈴木議員も言われたように、ほかからのこちらに住まれる人間の問題を踏まえて、その辺の処置はどうしているか。何かしてきているんだよということは、ちょっと私も聞いたんですけど、この辺の今言われた件数の中で、その辺の勝浦市独自の手だてをしてきているのか、その辺をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。移住支援事業支援金のほうは、国・県の補助金を活用しまして支給しているものでございまして、若者等定住促進奨励金、先ほどの住宅取得奨励金の12件500万円といったものは、市のほうで取り扱っているものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） これは新築と、何か空き家を踏まえた古家のも、その辺の12件で大体あれですけど、500万円、40万か。40万円ぐらいの補助で、古家もそのように出しているのか。新築の場合はじゃ、どのようにしているのか。もっと手だてのほうをどうしているのかですね。

金出せばいいというものじゃないですけど、住んでもらうには、やっぱりここでの仕事の問題もですね。ここに住んで、賃貸から踏まえると35件、33件ぐらいの話なんでしょうけどね。これは大きな問題で、勝浦にとっては非常にいいことではないかと。住むことによって交付税措置も違って来るだろうし、消費も違って来るんであればですね。その辺どうなのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。若者等住宅取得奨励金でございますけれども、若者夫婦に対して、新たに取得した市内の住宅に住所を有することという条件でありまして、それが新築または購入となります。

先ほどの500万円に関しては、1世帯につき40万円ですけれども、転入した若者夫婦の場合には20万円を加算するというので、1件、転入の20万円加算がありましたので、500万円となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに、寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。要は家族に対して交付税措置は、4人来れば、七、八万では相当の金額になってくるんですけど、その辺で、もっと迎え入れを勝浦も入れる方向でやって、移住・定住に関する問題をどうするか。

そして仕事の問題も、はっきり申しまして、勝浦の経済活動をどうしていくかが、私は必要でないかと。若者とかある程度の人、リタイアした人たちはこちらの気候の問題で、住みたいという問題ありますけど、若者にしてみれば、ここをどう、テレワークを踏まえても、どう活用していくかであるんであれば、その辺の、商工会では起業の何か勉強会やっているみたいですけど、その辺で一步でも進むことができる問題が、どのようになっているのか。商工課長に聞いても、その辺での起業していく人間がどうなっているのか。

要は、私も海岸沿いをずっと見てきたり、いろんな面を見てきますと、ある程度、じゃここで漁師やるにしても厳しい問題。いや、やる気になればできますよ。ほかに何をやるにしても、この勝浦でどのような起業があるか。今、商工課長がどう答えてくれるかあるんでしょうけど。要は、このまちで古家を使いながら、どのようにしていくかも、勝浦市のこの決算を踏まえて、今後の一つの課題として、当然つくり上げていかなければいけない問題があるかと思っておりますので、とにかく商工課長の、起業の問題を聞いているんであれば、教えていただきたい。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員、質問、4回目になっちゃう。

○9番（寺尾重雄君） これ4つ、2つあるから、4回で、3つで。

○議長（佐藤啓史君） 今、だから若者等の定住促進の件だと、そうすると、もう4回目になっちゃうんですよ。

○9番（寺尾重雄君） そう？

○議長（佐藤啓史君） うん。

○9番（寺尾重雄君） 若者は若者での若者の起業の問題だよ、起業の問題。ごっちゃにしたから、若者は若者の起業の問題で、勉強会しているんであれば、それを答えてほしい。

○議長（佐藤啓史君） 若者の起業の問題。

○9番（寺尾重雄君） いや、起業って、定住の問題ですよ。定住に関する起業の問題。言っている意味、分からない？

○議長（佐藤啓史君） うん。107ページの定住等の促進で、もう質問、3回終わっちゃっているんですね。

○9番（寺尾重雄君） それは前ので。いいや、じゃ。それはそれで聞かないから。分かった。そんな面倒くさいこと……

○議長（佐藤啓史君） ルール守ってくれないと。

○9番（寺尾重雄君） それだったら、もう一つ、107ページの移住・定住促進計画事業について、そこから。移住・定住促進について、そこから、まず聞きます。

○議長（佐藤啓史君） 今の件ですね。分かりました。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答え申し上げます。では、新規創業とか、そういった起業とかという面から、お答えしたいと思います。

まず、本市におきましては現在、空き店舗等活用支援事業というのをやっております、それに合わせて、勝浦市商工会で実施しております創業塾での支援ですね。新規創業などのやり方とかの支援というものと、また、日本政策金融公庫の創業融資への利子補給というものを実施しております、こういったものを組み合わせまして、より一層の支援体制というのを充実していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） そこで、何人、その創業塾をやって、そしてまた金融公庫のほうの融資を受けているか、もし分かれば、教えていただきたい。

それが一つの、やっているのであれば、その成果的なものが分かればですね。今、分からなければ、後でもいいですけど。やっぱりそこまでやらないと、移住・定住も若者も、ここに根づく問題もないだろうし。ここで、107ページの移住・定住の問題の中の273万円ですか。それを活用しているのであれば、これを完璧にどう活用しているのか。2回目として聞いておきます。

○議長（佐藤啓史君） すみません、確認します。移住・定住促進計画策定事業の内容の質問でいいですか。

○9番（寺尾重雄君） うん。

○議長（佐藤啓史君） じゃ、企画課長、答弁お願いします。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和4年度移住・定住促進計画策定事業ですけれども、今後、勝浦市で展開すべき移住・定住の政策の方向性を明確にし、市の施策を計画的に推進するために、策定を予定しております移住・定住促進計画の基礎となるデータの収集などを行った事業になります。

これに基づきまして、今後、計画の策定に向けて事務を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） これは決算であるんですけど、決算で273万円使っているわけですよね。そこで、その事業として、どういうことが行われてきたのか。先ほどの創業塾なのか何なのか分からないですけど、この内容的なもの、数値上がっているんですから、その説明を教えてください。

そして、先ほど来から、勝浦市が借り上げた空き家に関しても、結局、賃料が低いから、不

動産業者もどうなんだという問題もあるわけですよ。そこでの協議をちゃんとしながら、先ほど来の前段者も言ったように、補修程度、ごみ片すにしたって、10万円でそれが足りるのか。じゃ、自分たちのことなんだから、自分たちでやるべきだという話もあるでしょうけど。どのようにこの勝浦をしなければいけない。余談ではあるんだけど、ちょっとこれは副市長に、いや、あれで頼んだ件もあってね。移住・定住を本当に持っていくには、真剣になって、もう少しこの分野は、未開発の分野で、非常に悪い話じゃない。気候がそれに加担しているというか、助けてくれている問題。そして第三紀層の勝浦のこの地形の地震に対する強さもあるんでね。そこに、私も考えていることとか、そこに避難施設としてのいろんな面での、この移住・定住に関する施策をしながら、迎え入れることができないのかと、そういう思いです。それ、お答え願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁、誰ですか。課長ですか。青山企画課長？

○9番（寺尾重雄君） 副市長でもいい。

○議長（佐藤啓史君） 副市長？

○9番（寺尾重雄君） いや、課長でいいよ。

○議長（佐藤啓史君） はい、青山課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。移住・定住促進計画策定事業ですけれども、金額の272万8,000円は委託料として出しているものでして、基礎調査のほうを実施しております。市の人口推計をはじめ、武道大学生の意向調査、転入者の意識調査、転出職員の意識調査などを行っております。

これを踏まえまして、今後、その移住・定住関係の施策について、総合的に何が必要かというのを踏まえて考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 4回目だから言わないけどね。要は独り言だと。この273万円まで、使っているのであれば、もっと早くね。1年間もう終わっているんですから。ある程度の方向性は出してもらいたいというのは、こっちの要望。

そしてあとは110ページ、この地域公共交通活性化協議会の補助金について、427万円。これについても昨日から出て、タクシーがもう10時で終わる、9時で終わる。その中で、国交省は白タクの問題も認めてきている。これは人がいる、いないの問題で、国土交通省も、そういう中で認めてきている中の話です。

商工会もそういう中で、自分たちの店をどう、送り迎えの問題するんであれば、これ補助金ばっかり出して、タクシー業者に待ってるとか何とかって、昨日の話の中で、どっちがどっちだかよく分からないけど、もう少し分かる話の中でですね。

勝浦の商工会が、その面での商工のタクシーの足をどう固めていくか。それも全部、この交通活性化協議会の中に含まれているのであれば、その辺の協議ができて、ここに補助金をつけているのであれば、その辺の話から、ただ、タクシー業者に補助金与えて、待ってもらえばいいとかどうなんだという話じゃなく、その辺のことを踏まえて、この協議会がどういう内容で、これだけの予算をつけてやっているか、それを答えていただきたい。

○議長（佐藤啓史君） 協議会の内容について、答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。勝浦市地域公共交通活性化協

議会の補助金でございますけれども、令和4年度に勝浦市地域公共交通を作成するに当たり、交通事業者や地域住民、関係行政機関で構成される勝浦市地域公共交通活性化協議会に交付したものであります。

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく計画でありまして、同じく同法の規定に基づき設置される協議会での審議が求められております。

計画策定に当たりましては、国の補助金が協議会に交付されており、その差額を市の補助金として交付したものでございます。

この協議会の中には交通事業者が入っていただいております、こちらのほうで、様々な意見交換をしていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） この補助金はじゃ、国からの全額ですか。ちょっと私もそこを見落としちゃったんですけど。それは、協議会に交付したというのは分かりました。

ただ、この四百何十万も使って協議会やって、その辺の進展がどうなのか。実際、勝浦市も、先ほどのタクシーですか。タクシーというのは、年寄りの買物をするためのタクシーとか病院来るためのタクシー券の問題。そこでの先ほどのどれだけ使われているかという問題もあったんでしょ。

実際、この地域というのは本当に大変な地域で、ドローン飛ばして、早いところ、それが買物できればいいんでしょうけど、そうもいかないだろうし。それはそれとして、本当に小さいバスを回すまでに8年間かかったですね、藤平市政のときに私も。そして今やっているんですけど、もっと小さいバスで市長、回して、それをみんなで乗り合いの中でやられて、目で見てそこに、塩田にしてもベイシアにしても、買物ができる問題を検討していただくための公共交通の活性化に関してお願いして、この件はそれで終わりにします。

あと、幾つかあるんで、278ページの過疎地域等の集落ネットワーク圏形成支援事業がここに1,798万円。これはどういう内容で、補助金はどこからどのようになっているのか。見れば、あれなんですけど、もし簡単に分かれば、教えていただきたい。これについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 確認します。286ページですね。

○9番（寺尾重雄君） 278ページ。

○議長（佐藤啓史君） 286じゃない？

○9番（寺尾重雄君） そうか。じゃ書き間違えた、そうだとすれば。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○副政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業についてでございますけれども、こちらは一般社団法人勝浦市観光協会が取り組む交流促進による海岸エリアの活性化、国際環境認証ブルーフラッグの取得による観光産業振興及びシビックプライドの向上に関する取組を支援するため、市が補助金を交付したものでございます。

具体的には、交流促進による海岸エリアの活性化につきましては、勝浦中央海水浴場において交流イベントの開催など、年間を通じて活用可能な交流拠点が整備されました。

国際環境認証ブルーフラッグの取得による観光産業振興につきましては、興津海水浴場を対象としたブルーフラッグ認証に係る関係書類が、本年1月に提出されまして、審査委員会の審

査を経て、5月に認証を受けております。このことにより、海のブランド化が図られまして、地域のイメージアップや観光客数の増加を見込んでいるところでございます。

また、シビックプライドの向上につきましては、地元小学校への環境学習や、市民を対象として観光資源開発セミナー及び勝浦シビックプライドセミナーが開催されました。

なお、本事業の実施に当たりましては、市の補助金と同額を国の補助金として受け入れております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 今、事業内容は分かりました。そういうのであれば、そのようにどんどん進めていただいて、今の補助金の比率というのはちょっと、ただ、あるということだけで言われたんですけど、それはそれでいいです。

次に、286ページ、勝浦駅前広場の指定管理者の経費について。これ379万円、これは花とか雑草とかそういうもののお話なのかと思うんですけど、これについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾さん、多分、読んでいるところ一段ずれていて、ページ数、違って言っていると思いますので。

○9番（寺尾重雄君） あ、そう。

○議長（佐藤啓史君） 308ページ。

○9番（寺尾重雄君） 308ページ？

○議長（佐藤啓史君） 駅前ですよ。

○9番（寺尾重雄君） 308ページは公園のほうだよ。286ページだよ。

○議長（佐藤啓史君） それ、今、終わったですよ。決算書。

○9番（寺尾重雄君） あ、そう。じゃ、いいや。予算書の勝浦駅前広場。

○議長（佐藤啓史君） 決算書ね。

○9番（寺尾重雄君） 379万3,000円、308ページと続けてやります。公園の草刈りの委託料について、18か所ぐらいあると聞いているんですけど、これについて706万7,000円の、これについてお伺いします。2つ一緒にいいです。

○議長（佐藤啓史君） 2つ一緒によろしいですね。答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えします。まず、勝浦駅前広場維持管理経費でございますが、まず消耗品として1万6,720円。これは駅に入る入り口と出口を分けるために、ポールコーンを設置してございますが、それを設置したものでございます。

次に、光熱水費でございますが、これが66万9,146円。これは、駅前広場の街路灯の電気料になります。

続きまして、勝浦駅南口駅前広場修景施設管理委託でございます。これが88万5,550円。これは2件ございまして、一つが植栽管理で、駅前広場の主にロータリーと、あとはポケットパーク、駅前案内所の裏ぐらいになるんですかね。そこの植栽の剪定と除草になります。これが56万6,550円。これは年3回、5月、8月、11月に実施してございます。

もう1件が花壇維持管理ということで、これは駅前広場に植えました植栽の散水、枯れた花の撤去。それに合わせての補植、除草等で、年に、昨年につきましては8回程度やってございます。これが31万9,000円になります。

続きまして、街なみ修景整備等委託料ということで、140万2,610円でございます。この委託

ですけれども、3件ございまして、一つが、駅前広場樹木の伐採。観光案内所のわきにございましたココヤシが、葉っぱが落ちてきて危険だということでございましたので、その伐採と、一部サツキの撤去ということで、49万7,200円でございます。

2つ目として、駅前広場の花壇の植栽でございます。土壌改良によりまして、土の入替え、肥料を入れて、パンジー150株、ビオラ150株、ストック100株を植栽いたしました。これが48万2,350円です。

3件目として、駅から今度ホテルのほうに向かう市道中島2号線において樹木の剪定、今、ドラセナが植えてあるんですが、その剪定と、植栽としてビオラを350株、植栽いたしました。そのビオラの植栽に合わせまして、土壌改良をいたしております。また、定期的に散水もしてございまして、その費用が42万3,060円でございます。

また、区画線等線引工事費ということで、81万9,500円でございます。これは、駅前広場の中の車両が通行するところでございますが、外側線で425メートル。ゼブラ、これは駐車をしないようにというような形で引くものでございますが、これが40メートル。あとは文字等を設置いたしました。

なお、「止まれ」とか、そういう停止線につきましては、交通規制に関するものでございますので、市で設置することはできませんので、この件につきましては、警察に要望はしてあるところでございます。

続きまして、公園草刈委託料、706万7,000円でございますが、市で現在管理している公園は21か所、面積といたしましては、7万4,941平米でございます。

そのうち、業務委託により草刈りを実施しているものが18か所、7万2,893平米でございます。

業務委託を実施している公園の内訳といたしましては、ミレーニア勝浦の中にごございます9か所の公園、また、ニュー黒潮台の中にあります4か所の公園、潮見台公園、若潮台第一公園、デュオ勝浦第二公園、これは関谷になります。また、シーフレア勝浦公園、これは浜勝浦になります。それと、墨名にある潮風公園の合計18か所になります。各公園とも年3回、5月、7月、9月に草刈りを実施しております。

また、職員で草刈りを実施している公園が3か所ございまして、デュオ勝浦第一公園、一本松公園、これは消防署の前になります。それと若潮台第二公園で、面積は3つ合わせて3,048平米でございます。職員で実施している草刈りについても、年3回実施しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 本当に丁寧な説明ありがとうございます。よく分かりました。18か所を3倍すると、21万平米で、350円平均で、700万円ぐらいで、そのほかにいろんなことあるから、大体の計算数値というのは成り立ってきますので。

ただ駅前のことも、確かに玄関先の問題、勝浦の玄関先であるから、パンジーとかいろんな花々を植えながら、その補修。ただ1点だけ、水というのは持っていくんですか。駅前の場合は駅から借りて水道でも、ほかのところだとどうするんですか。その通り沿いだと。それだけ、簡単ですけど、ひとつお答え願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えします。水遣りにつきましても、業務委託の中で入ってございますので、業者さんが車の上にタンクを積んで、そこからホースで花に水をやっているとい

うところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。ちょっと番号が違っていて。

313ページ、ブロック等改修促進事業について、20万円。これは、子どもたちが通る上でのブロックの問題というのは、前々から出た問題で、これが今回、初めてのブロックの改修での20万円なのか、勝浦市において。その通学路等の問題、そして、これが市民の通る道としての安全性の中でも、その辺の問題の改修工事というのはどうなのか。それに伴う補助金というのが、この20万円なのか、お答え願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えします。このブロック塀の改修促進事業でございますが、これは勝浦市危険ブロック等改修促進事業の補助金といたしまして、地震発生時における通学路等での人身事故防止及び避難経路の確保を図ることを目的としてございます。

そのために対象箇所が、市内小中学校の通学路として指定しました道路となることから、対象者が限定されることとなります。

昨年度は、11月に勝浦地区の道路パトロールと併せ、在宅の方につきましては、口頭による周知と併せて、チラシの配布を行ったところでございます。また、留守宅にはポスティングを実施しております。また、空き家と思われる方につきましては、チラシの郵送を実施してございます。

また、2月には、他の地区でも同様に実施いたしましたところでございます。

なお、このチラシの配布ですが、補助金の案内と併せて、危険ブロック所有者の賠償責任もありますというようなことで、明記をさせていただいているところでございます。

ですので、令和2年度から、この補助金を実際にやっているところでございますが、令和2年では1名の方、令和3年につきましても1名。そして、令和4年度は2名の方の申請がございました。

なお、本年度につきましては、現在のところ、1名の方が申請しているというところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 課長、これ、子どもたちの通学路。だから一般の人たちの——それにしても子どもたち通るんであれば、通学路じゃなくても、子どもたちある。そういう中のブロック塀の処理というのはあるんですか、ないんですか。補助金を踏まえて。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えします。今現在、申請者の中では通学路ということでございますが、避難路として使っているという道についても一部、補助をしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 次に、322ページ、災害用物資等の備蓄事業について、375万8,000円ぐらいのものについて、お伺いします。

この備蓄について、今までも備蓄は勝浦市でも当然、備蓄関係やっていると思うんですけど、ここへ来て、前年比から375万8,000円を何ゆえにどういう関係で、ここに上がっているのか、この金額等について説明願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。災害用物資等備蓄事業、375万8,318円でございますが、まず内訳としまして、消耗品費として244万4,958円。備品購入費といたしまして131万3,360円でございますが、消耗品費につきましてはアルファ米、こちらアルファ米というのは乾燥処理したものですけど、こちらのアルファ米、3種類の味ですね。五目御飯、タケノコ御飯、チキンライス、1箱50食入りをそれぞれの種類で21箱、こちらが84万294円。

次に、災害用のおかゆですね。おかゆが1箱40食入りを30箱、25万8,552円。

続きまして、保存パン。こちら4種類の味、ミックスフルーツ、シーベリー、ドライリング、チョコチップ、こちらが1箱24個入り。こちらをそれぞれの味10箱ずつ、こちらが42万2,312円。

続きまして、保存水500ミリリットル、1ケース24本入り。こちらを300ケース、こちらが92万3,400円、合計で244万4,958円、こちらを購入しました。

続きまして、備品購入費でありますけど、こちらにつきましては、避難所用の掃除機2台、こちらを4万1,360円。それからスポットクーラー、こちらは熱中症対策として、体の部分を部分的に冷やすというクーラーですけど、こちらが1台4万円。

それから、防災間仕切りテント、これは避難所等のプライバシースペースを確保するため、着替えですとか授乳の際のプライバシースペースを確保するため、こちらを40張り、1張り3万800円ですけれども、こちらを40張り購入して、こちらが123万2,000円、合計で131万3,360円というふうになっています。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） これはどこに備蓄するんですか、簡単に。

それと、この食料関係、確かにアルファ米とかおかゆとかパンとか、ある面では、農家も米が安い高いもあるんでしょうけど、農家の人たちと防災のときの備蓄かと、農家の人たち持っているんで、その辺での協力のコンタクトが、ある程度できてたらなと思うんで、その辺をお願いしてですね。

ただ、この備蓄、どこにするんですかという問題だけ。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。防災部署の備蓄については従来、防犯上の関係から、具体的にどこという場所は、ちょっと申し上げるのは差し控えさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 分かりました。その辺については十分、備蓄のほうもお願いし、最後に332ページ、奨学金の貸付事業について、210万円。この件について何件あるのか、前年比に対して。今、経済も落ち込んでいて、皆さんの生活も大変な中で、何件でどうなのか。お答え願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。この奨学金の何件ということですが、216万円の貸付けにつきましては、6人分であります。大学生に月3万円の、年間36万円の6人分でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） これ、もっとほかで奨学金を借りている方もあろうかと思うんです。勉学に励んで、自分たちの目的を達成するために、教育として、勝浦市の216万円ぐらいの補助金というのは、どうということないのかなと私は思うんですよ。

ましてや市長も、人の教育には力を入れるというのが、市長公約でもあったと思うんです。そういう面から考えて、いろんな奨学金を受ける人間に対して、本気にやる気持って、レポートを書いていただいたり、面接していただいて、そしてチェックしながら。この辺を、子どもたちが育っていくんであれば、そこに厚い手だてをしていただきたいなど。210万円ぐらいの話というのは、ほかの事業から比べれば、何が何だか分からないようなもっとここに、一生懸命じゃないけど、手だてしていただいて、教育方面に力を入れている。

これ、市長、どう思いますか。少しはこれを増やししながら、公募して、やっぱりやっていただきたいと思うんです。以上です。市長。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。大学、3万円というところで、いかがなものですかという質問と同時に、この額がどうなのかという御質問ですね。

この点につきましては、貸付けをして返済をしていただくということになりますので、この額、妥当であるのかどうかというところをもう一度、検討をして考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 市長、3万円の話は、返済の問題じゃないんですよ。私はもっと枠を広げて、いろんな生徒もいるのに、借りられない人間もいんだろうし、そしてそれを戻す戻さないよりも、国のほうも何かそういう方向に向かっているような気がするんですけど。

そこで、勝浦市も優秀というか、勉強したいという人間に希望を与えて、それは返済しなくても、いいのかなと思うんです。そういう思いをつくっていただきたいって話ですから、3万円の話じゃないですから。そういう思い。市長、最後。

○議長（佐藤啓史君） 答弁、市長、あと18秒。答弁お願いします。

○市長（照川由美子君） 検討してまいります。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑ありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 関連質問をさせていただきたいんですが、それは駄目だよ。関連してないよと言われれば、結構です。

久我議員が先ほど質問しました高齢者タクシー利用料助成事業、これの関連の質問として、市内タクシーの運行ということを質問したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 特別にこれを許可します。

○15番（末吉定夫君） ありがとうございます。お疲れのところ、大変申し訳ないんですけども、なるべく早めに終わりますので、御了承を願いたいと思います。私も久しぶりに質問したもので、ちょっと緊張していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、市内タクシーの運行の関連ですけども、昨日、同僚議員の長田議員が質問をしたとおりであります。そしてまた、先ほど寺尾議員も、ちらっとこの話に触れておったんですけど

ども、昨日の質問の中で、企画課長の答弁で、勝浦駅前にいるタクシーが10時までいる。2班交代で、10時までいるというふうに答弁をしておりました。

ところが、ちょっと聞くところによりますと、お客がいないと、早めに帰っちゃうということで、飲食店や何かは非常に困っちゃっているというようなことを伺っております。会社としまして、お客さんがいなきや帰っちゃってもいいよというようなことも、あるんじゃないかなど。給料体系は分かりませんが、多分そういうこともあるんじゃないかなと思うんです。

そういった中で、待機時間、10時までいてもらうのに、タクシーの会社とすれば、余分な金はないよというために、そういうふうに帰しているんじゃないかと思えますので、できることなら、市のほうで補助金と申しますか、それに類似したようなものを出して、10時まで駅に待機して、飲食店、そしてまた通勤者などの利便性を図るということを、ぜひともお願いしたいなというふうに思っているところであります。

現に小湊バスですか。これにつきましては、たしかいろいろな事情があるんですけども、1,200万円ほどの補助金が出ていると思います。このタクシーについても、この小湊バスと同じ、それよりもっと生活に密着している問題ではないかなど、私はそういうふうに思っております。

ですから、よく、ふるさと納税を使ってどうのと言われますけれども、私は、それ以上に、市民の血税を使ってでも、補助を出してもいいんじゃないかなど。それぐらい大きな問題ではなかろうかなというふうに思っております。

本来ですと、この9月の最終日に補正予算で出してくれば、一番いいなというふうに自分で勝手に思っていたんですけども、そういうわけにもいかないでしょうから、できるだけ、これは12月の議会では、もう間に合いません。一般質問やったって、また1月、2月になっちゃいます。とにかくこの11月、12月に向かって、このタクシーの問題を解決していただきたい。補助金のほうを何とかしていただきたいというふうに思っております。

昨日、長田議員も言うておりましたように、議員の観議連からも、何回か文書で執行部のほうに行っておるはずでございます。どうかこの市民の要望と、そして我々この観議連の要望、そして照川市長、竹下副市長は、市民の安心と安全、そして市民が裕福になれるような、そういう思いを持っておると思います。

ですから、本当は市長、副市長から答弁をいただきたいんですけども、そういうわけにはいかないでしょうから、副市長から答弁をいただいて、前向きな、すばらしい答弁をお願いしたい。私も久しぶりに質問をして、ああ、副市長がいい答弁をしてくれたなと、そういう思いをして終わりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 末吉議員、通告外なんで、1回しかできない、答弁。質問も答弁も1回になっちゃうんです。竹下副市長で、よろしいですか。

○15番（末吉定夫君） 竹下副市長、私、今言われたとおり、一回しかできませんから。2回目は終わってからですので、いい返事がなければ。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。昨日の一般質問でも、同様な指摘があったところでございますが、観光等で勝浦に訪れ、そして宿泊した方が、夜のとばりが下りて、市内に繰り出していくと。そういうときに、タクシーが少なくて、また夜間の運行時間帯が短いため、そ

の機会を逸しているのではないかというふうに私自身も思っております。観光のまちを自認する本市といたしましては、大変残念な結果を招いていると思っております。

また、市民の皆様方を含め、多くの方がその不便さを指摘しているというふうに聞いております。したがって、この解消を図って、利便性を高めることは、市としても必要なことだというふうに感じておるところでございます。

タクシーの夜間運行が行えますよう、交通事業者に対する運営費補助も視野に入れながら、まずは試行的な実施に向けて、事業者と協議をしてみたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号ないし議案第47号、以上5件の決算認定につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、岩瀬清議員、岩瀬義信議員、狩野光一議員、末吉定夫議員、鈴木克己議員、戸部薫議員、松崎栄二議員、以上7名の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与することに決しました。

請願の委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既に御手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月9日から9月18日までの10日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月18日までの10日間は、休会することに決しました。

9月19日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時16分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第37号～議案第47号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第3号の委員会付託
1. 休会の件